

はじめに

このたび、令和3(2021)年度から令和12(2030)年度までを期間とする男女共同参画おうみはちまん 2030 プラン-男女共同参画近江八幡市行動計画-を策定しました。

本市では、平成 24(2012)年度に男女共同参画おうみはちまん 2020 プランを策定し、当計画に基づき、様々な施策を推進してまいりました。しかし、性別に起因する不平等は、職場や地域社会など様々な分野で未だ解消されておらず、また、少子高齢化社会の到来や人口減少社会の本格化、グローバル化やデジタル化社会への対応など、社会の急速な変化に伴い、新たな課題にも直面しております。

こうした状況をふまえ、本計画では、令和元(2019)年度に実施しました市民意識調査や2020プランにおける取組の評価を基に、今後の方向性や基本目標を設定し、「一人ひとりが輝ける男女共同参画のまち・近江八幡」の実現に向けて、新たな課題にも対応した様々な施策を展開しており、市民・事業者・行政等が一体となって男女共同参画の推進に取り組むための共通の指針としております。

性別に関係なく、お互いを認め合い、誰もが自分の個性と能力を発揮するためには、男女共同参画社会の実現は必要不可欠です。市民の皆様におかれましても、より一層のご理解とご協力をお願いいたします。

最後になりましたが、この計画の策定にあたりまして、貴重なご意見をいただきました男女共同参画審議会の皆様をはじめ、市民意識調査や事業所アンケートにご協力を賜りました皆様に心からお礼申し上げます。

令和3(2021)年4月

近江八幡市長 小西 理

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画の趣旨・背景	1
2. 近年の世界・国・県・市の動き	2
3. 計画の位置づけ	3
4. 計画の期間	4
5. 計画の策定方法	4
第2章 近江八幡市の男女共同参画の現状と課題	5
1. 統計資料からみる市の現状	5
2. 各分野での男女の平等感	10
3. 男女の役割分担	14
4. 就労状況・雇用環境	17
5. ワーク・ライフ・バランス	19
6. 男女間の暴力等	20
7. 男女共同参画に関わる用語の認知度	22
8. 近江八幡市の課題と行政への期待	23
9. 2020 プランの評価	25
10. 近江八幡市における男女共同参画の現状と課題～市民意識調査の結果から～	27
第3章 計画の基本的な考え方	28
1. 近江八幡市のめざす姿	28
2. 基本理念	29
3. 計画の体系	31
第4章 施策の展開	33
基本目標Ⅰ 一人ひとりの人権を尊重する意識づくり	33
基本目標Ⅱ 誰もが個性と能力を発揮し活躍できる環境づくり	39
基本目標Ⅲ 誰もが安心して暮らせる仕組みづくり	45
基本目標Ⅳ 共に担い支えあう家庭・地域づくり	50
第5章 推進体制	56
計画推進のための基盤の強化・充実	56
資料編	62
1. 計画策定経過	62
2. 近江八幡市男女共同参画審議会委員名簿	63
3. 近江八幡市男女共同参画推進条例	64
4. 近江八幡市男女共同参画審議会規則	68
5. 男女共同参画社会基本法	69

6. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律.....	74
7. 滋賀県男女共同参画推進条例	85
8. 用語解説.....	89
9. 年表.....	91

●本文中に「※」印をつけている用語は、資料編の用語解説に掲載している用語です。

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画の趣旨・背景

近年、少子高齢社会の進展や人口減少社会の到来、グローバル化、経済・雇用、地域社会や家族形態の変化など、社会や経済状況などが急速に変化しています。このような社会情勢に対応する上で、あらゆる人が互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合い、性別に関わらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が、緊急かつ重要な課題です。

平成 27(2015)年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」では、17 ある目標のひとつとして「ジェンダー平等を実現しよう」を掲げており、ジェンダー平等を達成し、男性だから、女性だからといった様々な差別を受けることがない社会をつくることが世界的に求められています。現在、日本では、全国的に、女性就業者数だけでなく管理職相当の女性割合の上昇が続いているものの、諸外国と比較すると依然として低い値となっており、各国の男女格差を測るジェンダー・ギャップ指数は、156 か国中 120 位(令和3(2021)年)と低い水準となっています。このような近年の動向をふまえ、国は、あらゆる分野における女性の参画拡大やワーク・ライフ・バランスなどをめざし、様々な取組を進めています。

近江八幡市は、平成 22(2010)年 3 月 21 日に旧近江八幡市と旧安土町が合併し、新近江八幡市として市制施行され、合併後は旧市町の「男女共同参画近江八幡市行動計画」と「安土町男女共同参画推進計画」を引き継ぎ、平成 24(2012)年 4 月には、「男女共同参画おうみはちまん 2020 プラン-男女共同参画近江八幡市行動計画-」を策定、「一人ひとりが輝ける男女共同参画のまち・近江八幡」を目標とした施策を展開してきました。

これまでの取組により、性別によって役割を固定的にとらえる意識は薄れつつありますが、令和元(2019)年度に実施した「近江八幡市男女共同参画に関する市民意識調査」では、今もなお、政治の場や社会全体の慣習などをはじめとした様々な場面において、男女の地位が不平等であると感じる人が多い結果となっており、今後も一層の男女共同参画の推進に向けて積極的な取組が必要です。

このたび平成 24(2012)年度から令和 2(2020)年度までを期間として策定した 2020 プランの満了にあたり、今後の本市における男女共同参画に関する取組を総合的かつ計画的に推進するために「男女共同参画おうみはちまん 2030 プラン-男女共同参画近江八幡市行動計画-」を新たに策定します。

2. 近年の世界・国・県・市の動き

▶近年の世界の動き

(1) 国連女性の地位委員会(北京+20、北京+25)

平成7(1995)年9月に北京で開催された第4回世界女性会議において、「北京宣言」及び「行動綱領」が採択されてから20周年となる平成27(2015)年3月には「北京+20」として、また、25周年となる令和2(2020)年3月には「北京+25」として、これまでの男女共同参画や女性活躍についての取組状況に関する評価等が行われました。

(2) 持続可能な開発目標(SDGs)

平成27(2015)年9月に開催された国連サミットにおいて、令和12(2030)年までの行動計画として、17の目標からなる「持続可能な開発目標(SDGs)」が採択されました。5番目の目標として「ジェンダー平等を実現しよう」が掲げられ、女性への差別の撤廃や女性参画の推進、あらゆる形態の暴力の排除、未成年者の結婚や強制結婚等の有害な慣行の撤廃などが達成に向けての取組として挙げられました。

▶近年の国の動き

(1) 男女共同参画基本計画

令和2(2020)年12月に「第5次男女共同参画基本計画」が策定され、新型コロナウイルス感染症拡大による「新たな日常」への対応、政策・方針決定過程への女性の参画拡大、デジタル化社会への対応、男女共同参画の視点からの防災、ジェンダー平等の実現などが強調されました。

(2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)

女性の活躍推進の取組を着実に前進させるため、平成27(2015)年8月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」が制定されました。令和元(2019)年5月には、一般事業主行動計画の策定業務の対象拡大や女性活躍に関する情報公表の強化など、一部の内容が改正されました。

(3) 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律

政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、男女が共同して参画する民主政治の発展に向けて、平成30(2018)年5月に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が制定されました。この法律では、衆議院、参議院、地方議会選挙等において、男女の候補者数ができる限り均等となることをめざすことなどを基本原則としています。

▶近年の滋賀県の動き

(1) 男女共同参画計画・女性活躍推進計画

平成28(2016)年3月に、男女共同参画及び女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の方向性を示した「パートナーしがプラン 2020～滋賀県男女共同参画計画・滋賀県女性活躍推進計画～」が策定されました。この計画では「あらゆる場面で『男女共同参画』を実感できる滋賀へ」を目標とし、女性の活躍推進による地域の活性化や、男性にとっての男女共同参画を重視すべき視点として、位置づけています。

▶近年の近江八幡市の動き

(1) 近江八幡市男女共同参画推進条例

平成 24(2012)年 4 月に、性別に関わらず、その個性と能力を十分に発揮することができる「一人ひとりが輝ける男女共同参画のまち・近江八幡」を、市、市民、事業者が協働して創りあげるため、近江八幡市男女共同参画推進条例を制定しました。

(2) 男女共同参画近江八幡市行動計画

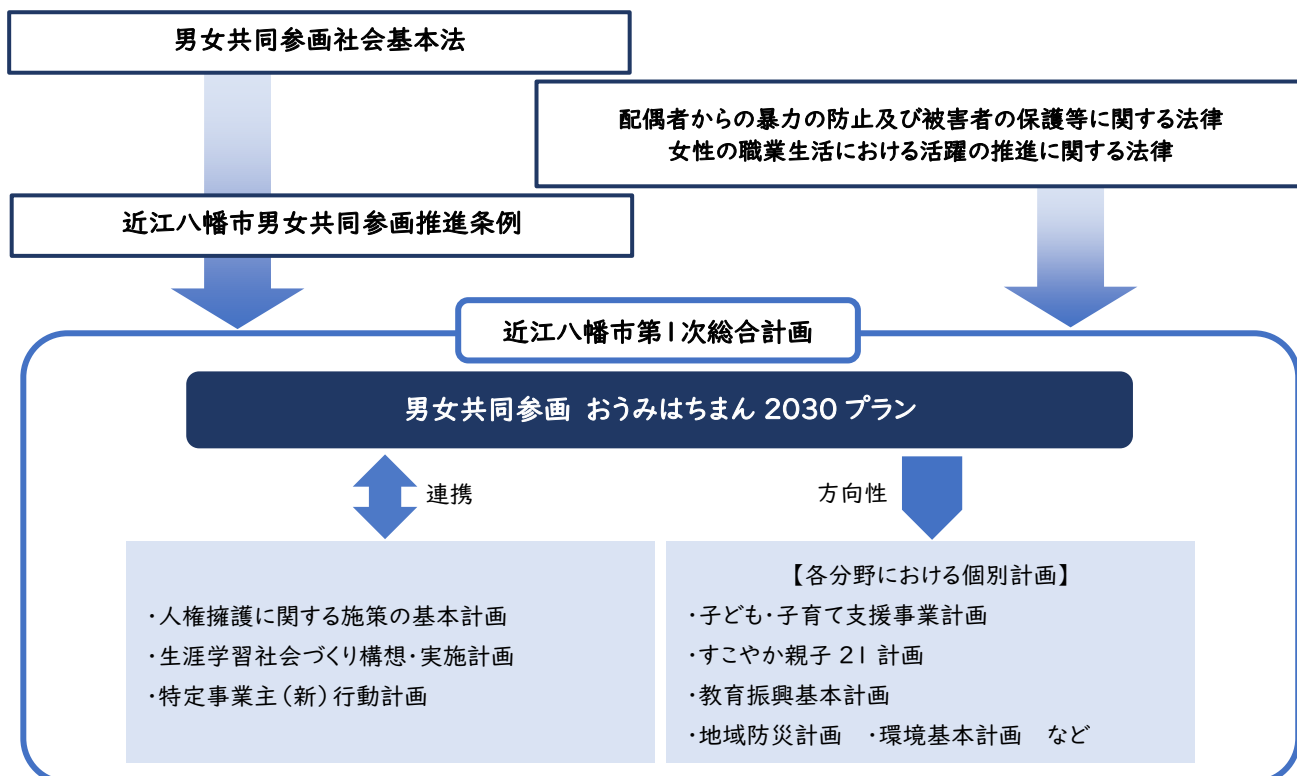
平成 24(2012)年 4 月に、近江八幡市男女共同参画推進条例に基づき、平成 24(2012)年度から令和2(2020)年度までの 9 年計画として男女共同参画施策を統合的かつ計画的に推進するため「男女共同参画おうみはちまん 2020 プラン-男女共同参画近江八幡市行動計画-」を策定しました。中間年である平成 29(2017)年4月には、社会情勢等の変化をふまえ見直しを行い、改訂版を策定しました。

3. 計画の位置づけ

本計画は、「男女共同参画社会基本法」及び「近江八幡市男女共同参画推進条例」に基づく男女共同参画計画として位置づけるとともに、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」並びに「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」に規定された市町村推進計画として位置づけます。

また、「近江八幡市第 1 次総合計画」で示されているまちづくりの方針をふまえながら、「人権擁護に関する施策の基本計画」や「生涯学習社会づくり構想・実施計画」との連携を図り、各分野の関連する個別計画に、男女共同参画の視点について方向性を示す役割を果たします。

計画の内容においては、市民の意見・男女共同参画審議会からの答申を受け、市民・事業者・行政等が連携して施策の推進に取り組むための、共有の指針となるものです。



4. 計画の期間

本計画の期間は、令和3(2021)年度から、令和12(2030)年度までの10年間とします。

なお、社会情勢の変化や事業の推進状況により、必要に応じて見直しを行うこととします。

5. 計画の策定方法

(1) 男女共同参画に関する市民及び事業所調査の実施

本計画の策定にあたり、市民の男女共同参画や性別による役割分担、ワーク・ライフ・バランスなどについての状況や意見、各事業所における現状や課題、今後の方向性、男女共同参画施策についての意見等を把握し、計画策定の基礎資料とするため、市民や市内の事業所を対象として、アンケート調査を実施しました。

調査種類	市民意識調査	事業所調査
調査対象	満18歳以上の市民	市内所在の事業所
対象者数	4,000人	195か所
調査期間	令和元(2019)年10月18日～ 令和元(2019)年11月15日	令和2(2020)年1月6日～ 令和2(2020)年1月31日
回収率	40.5%(1,621件)	38.5%(75件)
調査方法	郵送配布・郵送回収	郵送配布・郵送回収

(2) 近江八幡市男女共同参画審議会の設置

男女共同参画行動計画の策定や推進に関する重要事項を調査及び審議するため、近江八幡市男女共同参画審議会を設置しています。学識経験者や団体の代表者等で構成されており、この計画に市民等の意見を反映するとともに、市における男女共同参画関連施策をより効果的に実施するため、計画について審議しました。

(3) パブリックコメントの実施

計画素案の段階で幅広く市民の意見を募り、計画へ反映するため、パブリックコメントを実施しました。

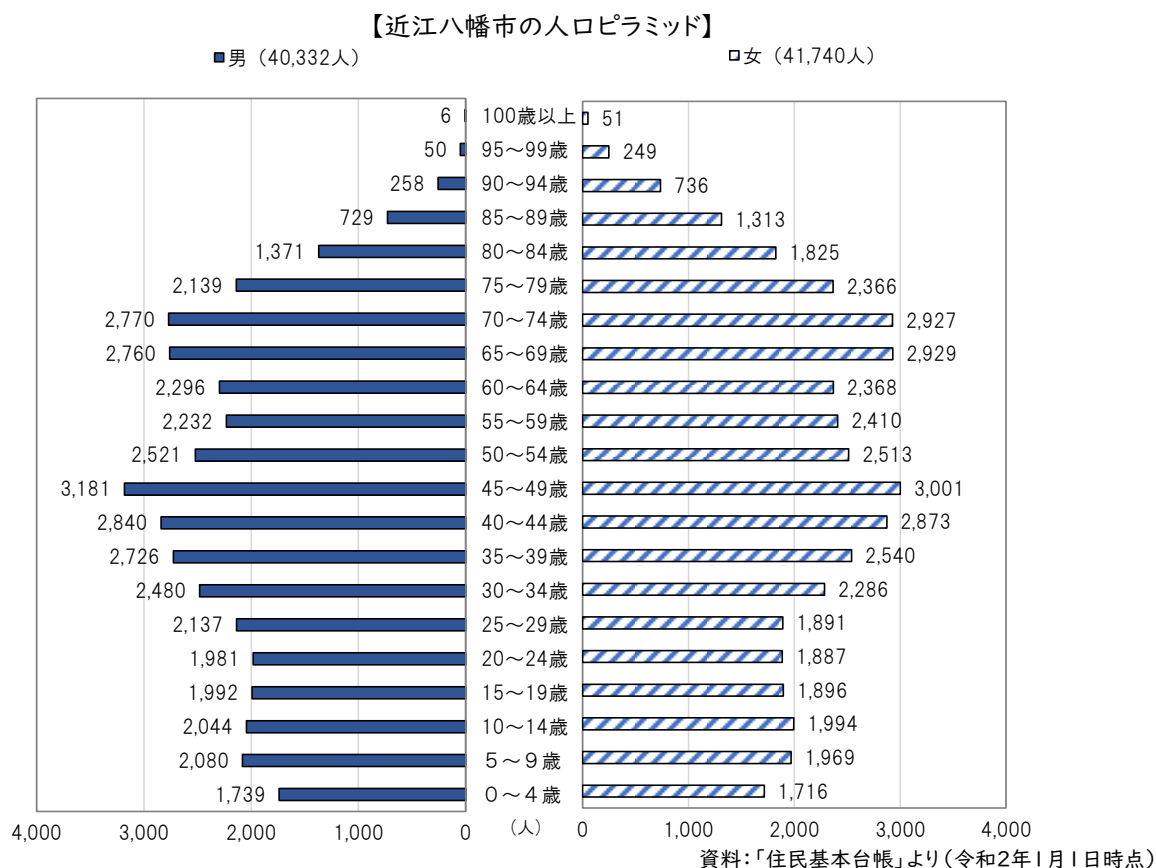
▶実施期間：令和3(2021)年2月1日～令和3(2021)年2月22日

第2章 近江八幡市の男女共同参画の現状と課題

1. 統計資料からみる市の現状

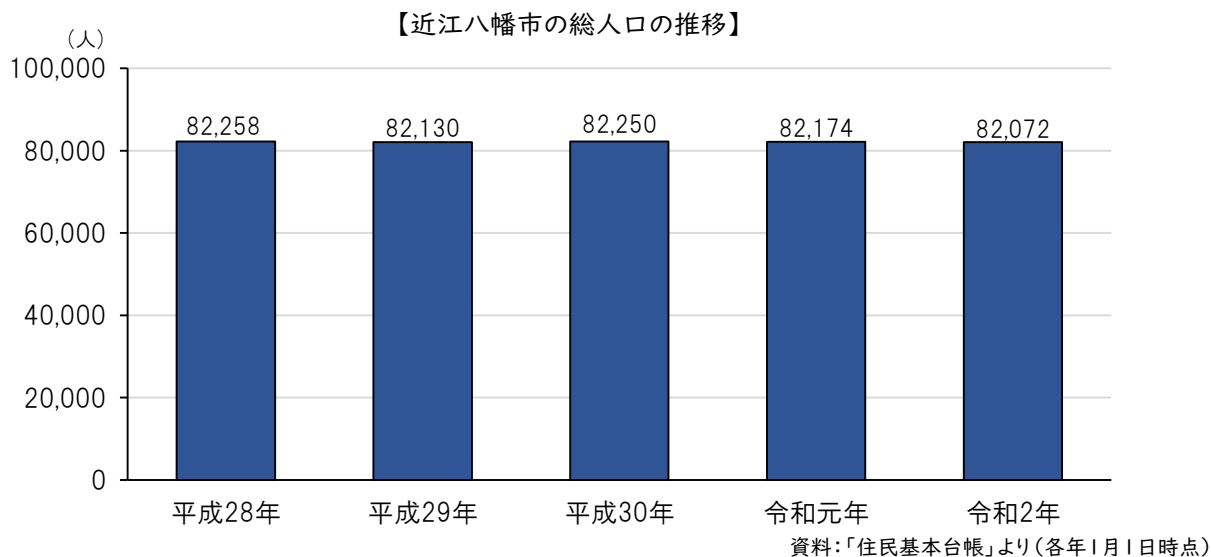
(1) 人口構造

・本市の人口ピラミッドをみると、男女ともに45～49歳の人口が最も多く、次いで男性では40～44歳、女性では65～69歳の人口が多くなっています。



(2) 人口推移

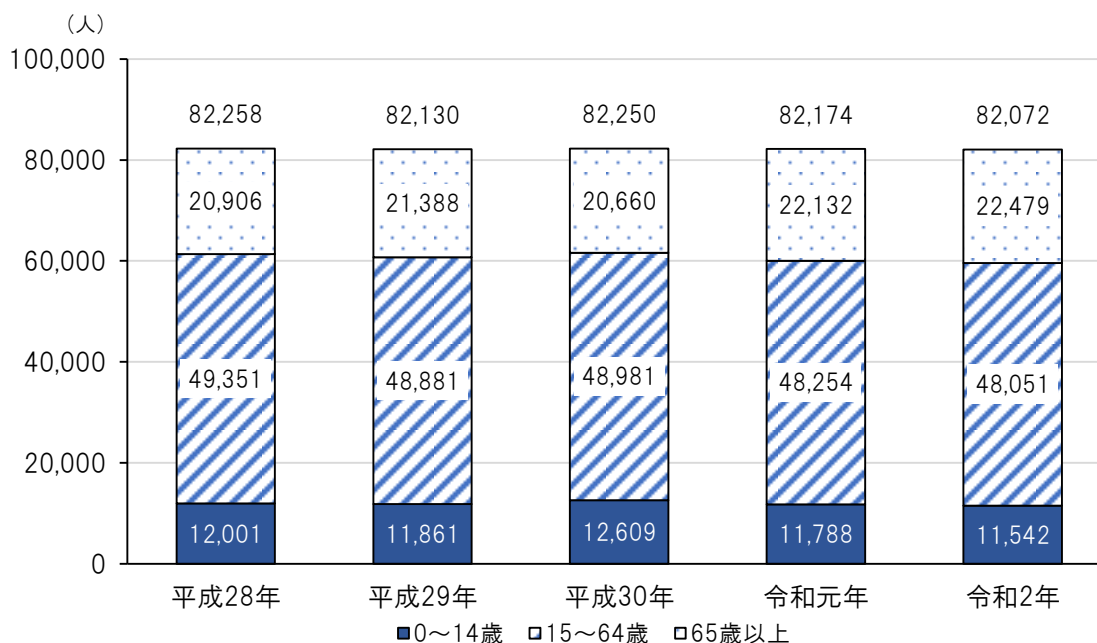
・近年の本市の人口は、82,000人台で推移しています。



(3) 年齢3区分別人口

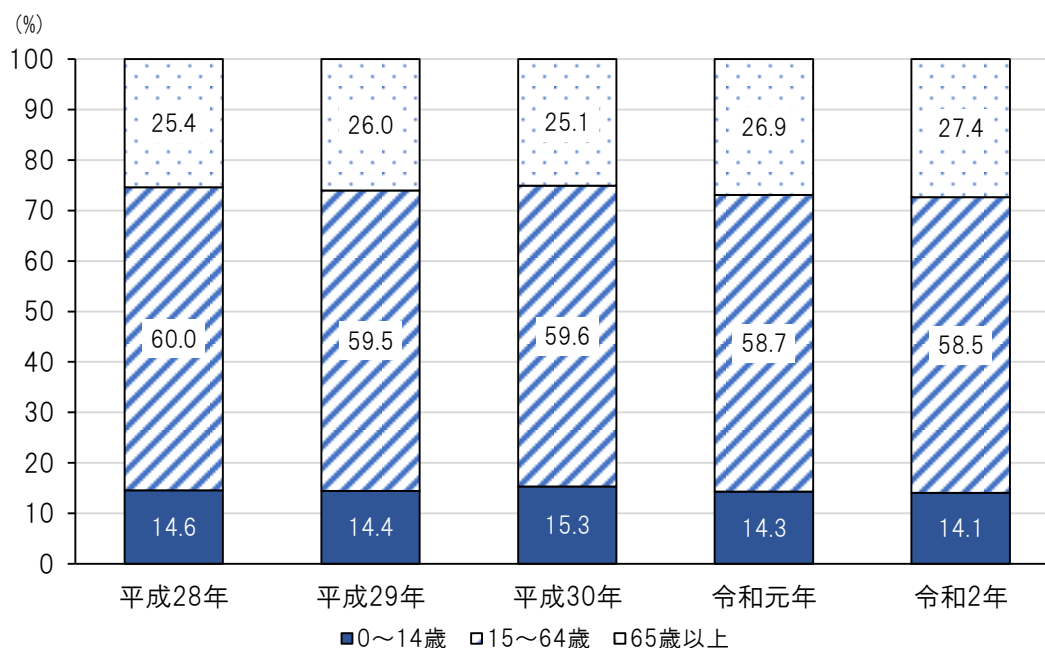
- ・本市の年齢3区分別人口をみると、15～64歳の生産年齢人口は減少傾向にある一方で、65歳以上の高齢者人口は増加傾向にあります。
- ・人口構成比をみると、平成29(2017)年より生産年齢人口の割合が6割を切っています。

【近江八幡市の年齢3区分別人口の推移】



資料:「住民基本台帳人口」より(各年1月1日時点)

【近江八幡市の年齢3区分別人口構成比の推移】



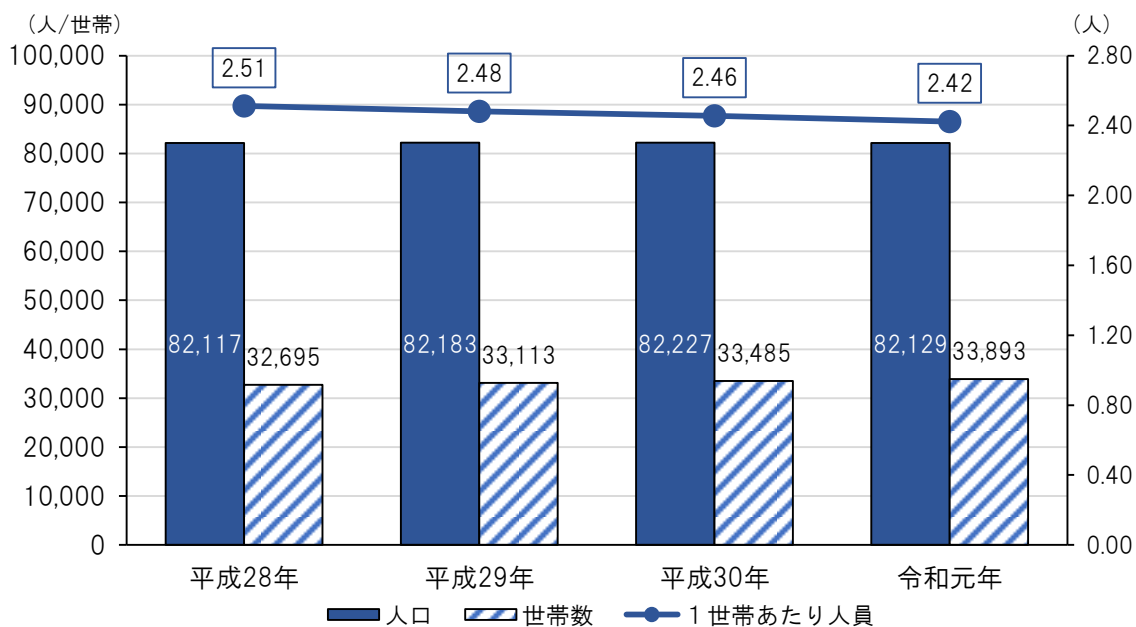
資料:「住民基本台帳人口」より(各年1月1日時点)

(4) 世帯構造

・近年、人口は 82,000 人台を推移する一方で、世帯数は微増傾向にあり、1 世帯あたりの人員数は減少し続けています。

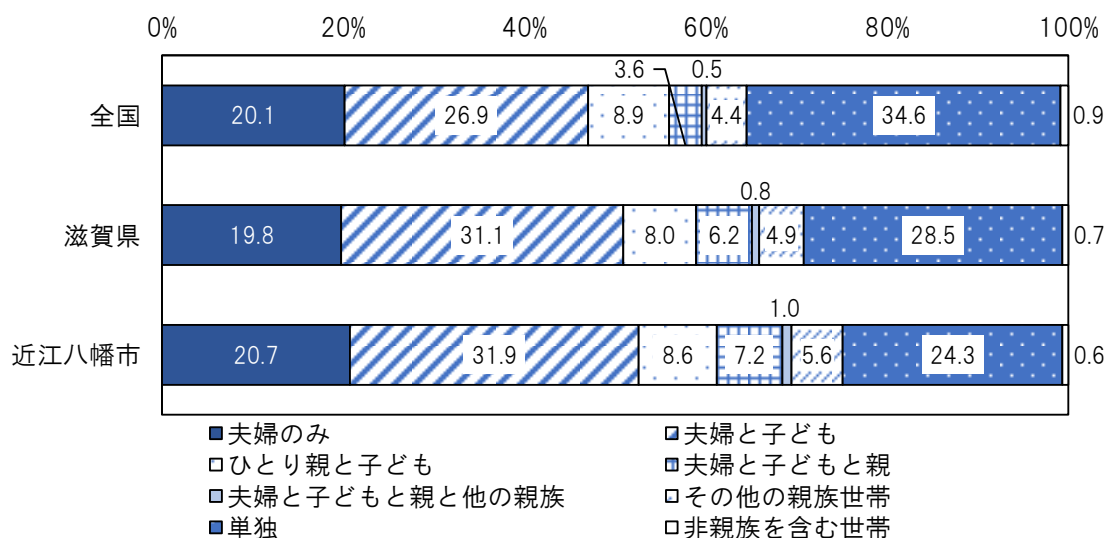
・世帯構成については、全国・滋賀県と比較して「夫婦と子ども」世帯や「夫婦と子どもと親」世帯の割合が高くなっています。一方で「単独世帯」の割合については、全国・滋賀県よりも低くなっています。

【近江八幡市の人口と世帯の推移】



資料:「住民基本台帳」より(各年 10 月 1 日)

【近江八幡市の世帯構成(全国・滋賀県との比較)】

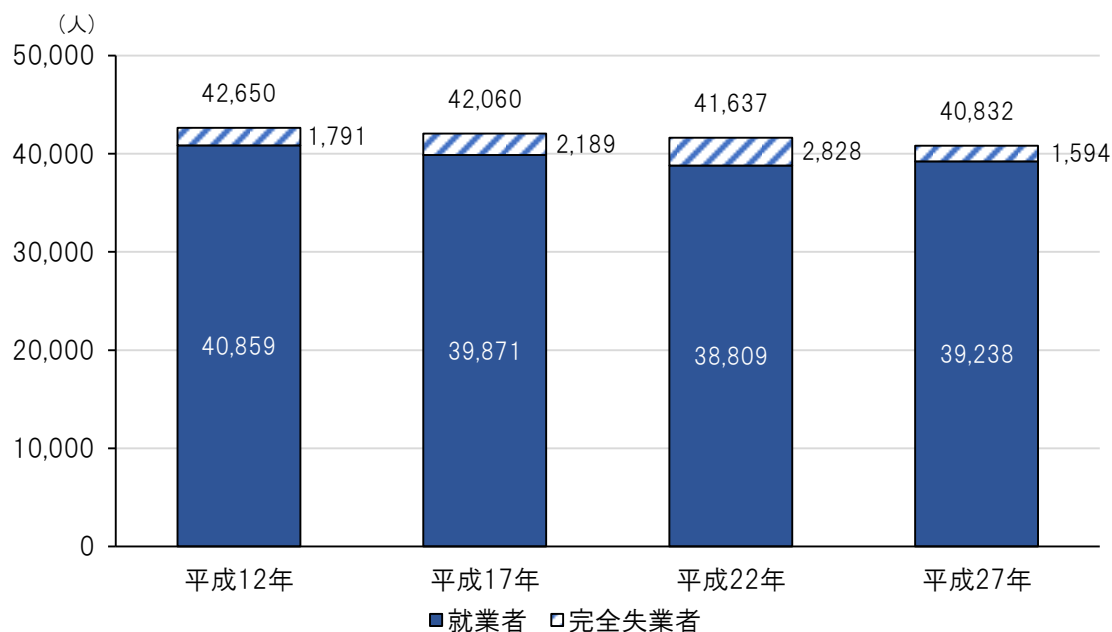


資料:総務省「平成 27 年国勢調査」より

(5) 労働力状態

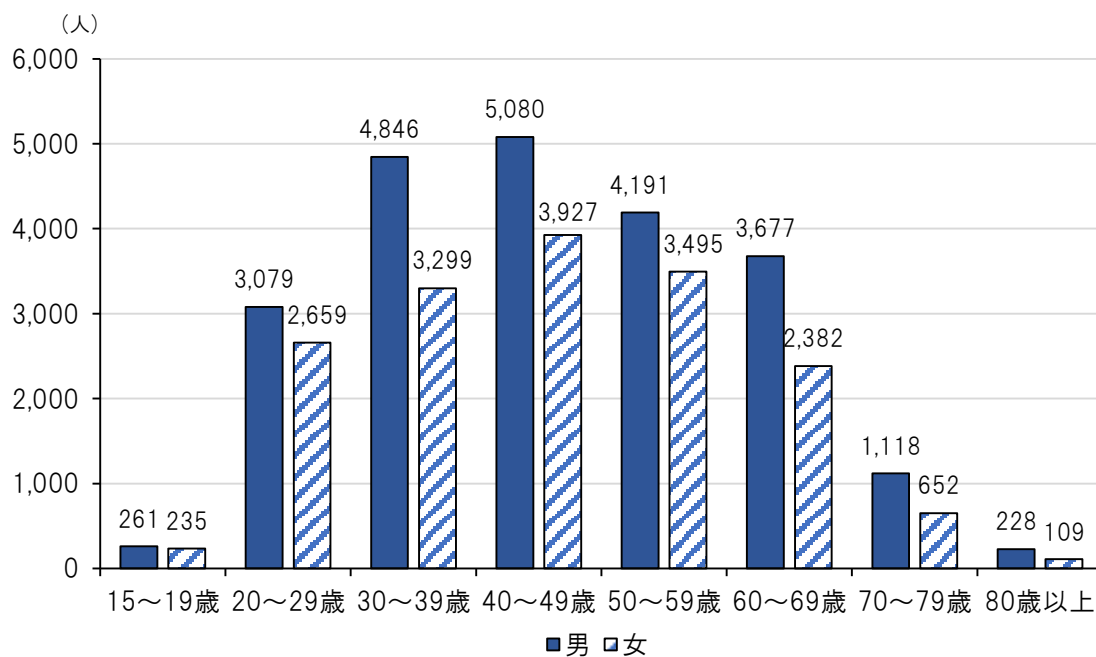
- ・平成 27 (2015) 年の労働力人口は 40,832 人となっています。
- ・性年齢階級別にみると、全世代で男性での就業者数が女性を上回っており、特に 30～39 歳での差が大きくなっています。

【近江八幡市の労働力人口の推移】



資料:総務省「国勢調査」より

【近江八幡市における平成 27 年の性年齢階級別就業者数】



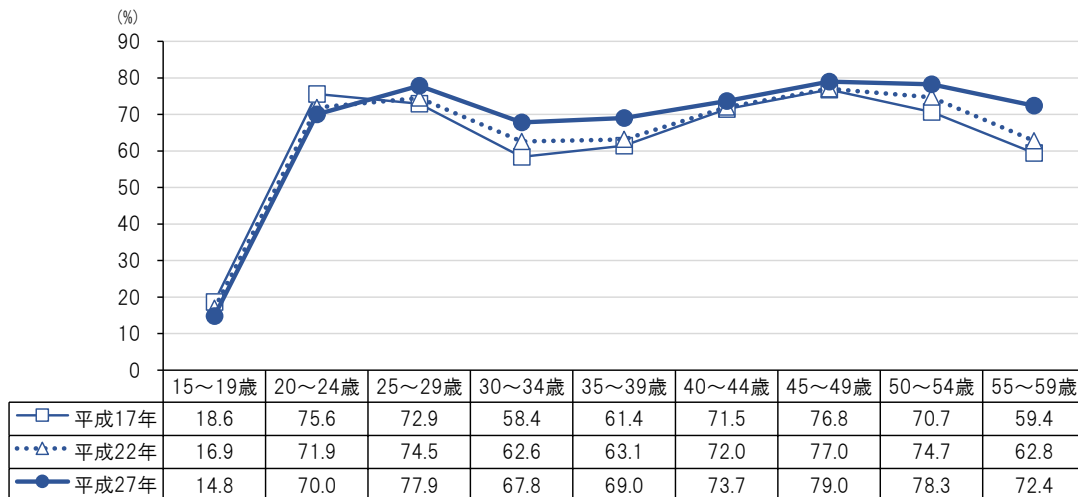
資料:総務省「平成 27 年国勢調査」より

(6) 女性の労働力率

・近江八幡市の女性の労働力率の推移をみると、30～34 歳で他の年代よりも労働力率が低くなる M 字カーブを描いているものの、年々労働力率は上昇しておりカーブが緩やかになりつつあります。また、平成 27 (2015) 年には 55～59 歳の労働力率が 72.4%と7割を超えています。

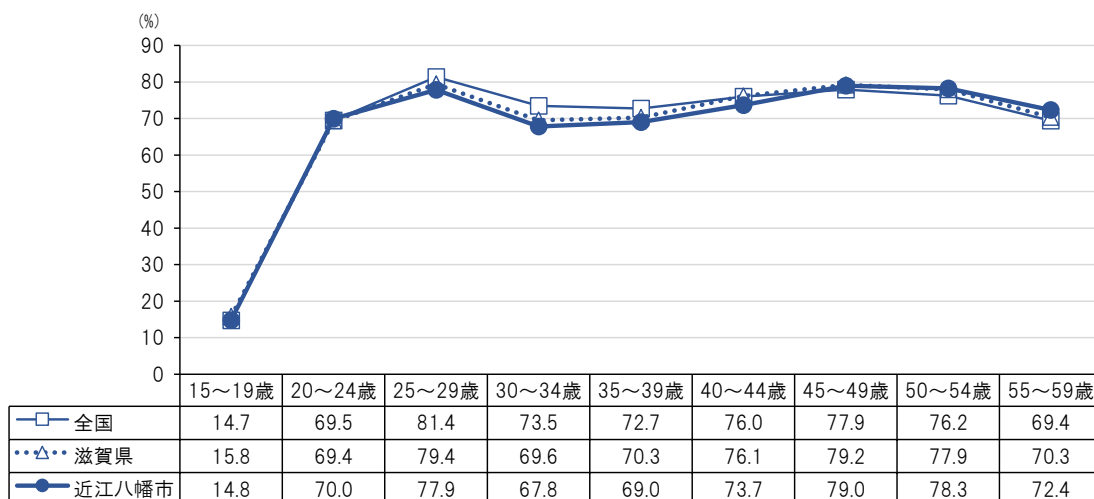
・全国・滋賀県と比較すると、25～44 歳では労働力が低いものの、50～59 歳では全国・滋賀県を上回っています。

【近江八幡市の女性の年齢階級別労働力率の推移】



資料:総務省「国勢調査」より

【近江八幡市における平成 27 年の女性の年齢階級別労働力率(全国・滋賀県との比較)】

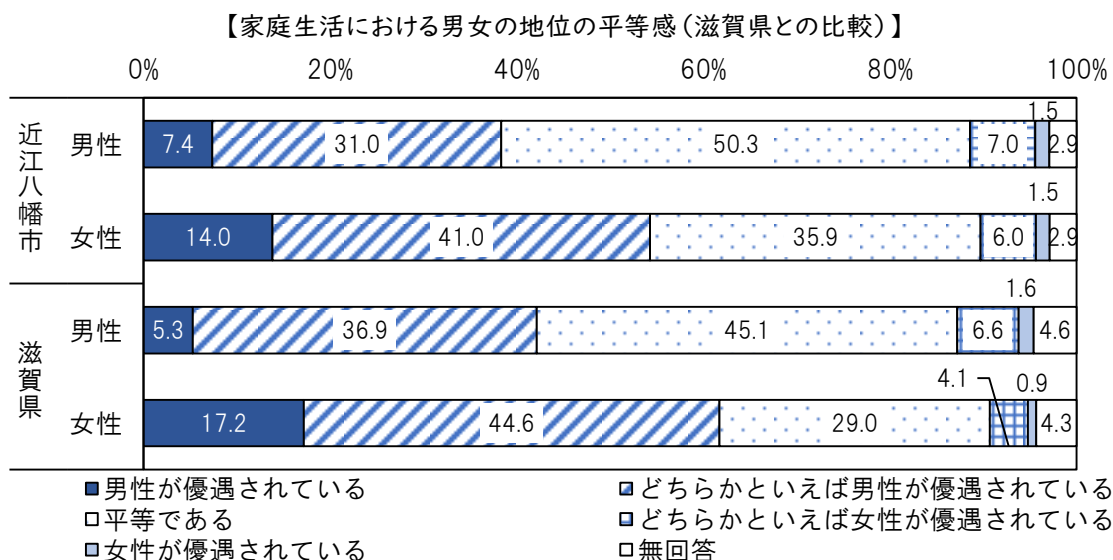


資料:総務省「平成 27 年国勢調査」より

2. 各分野での男女の平等感

(1) 家庭生活

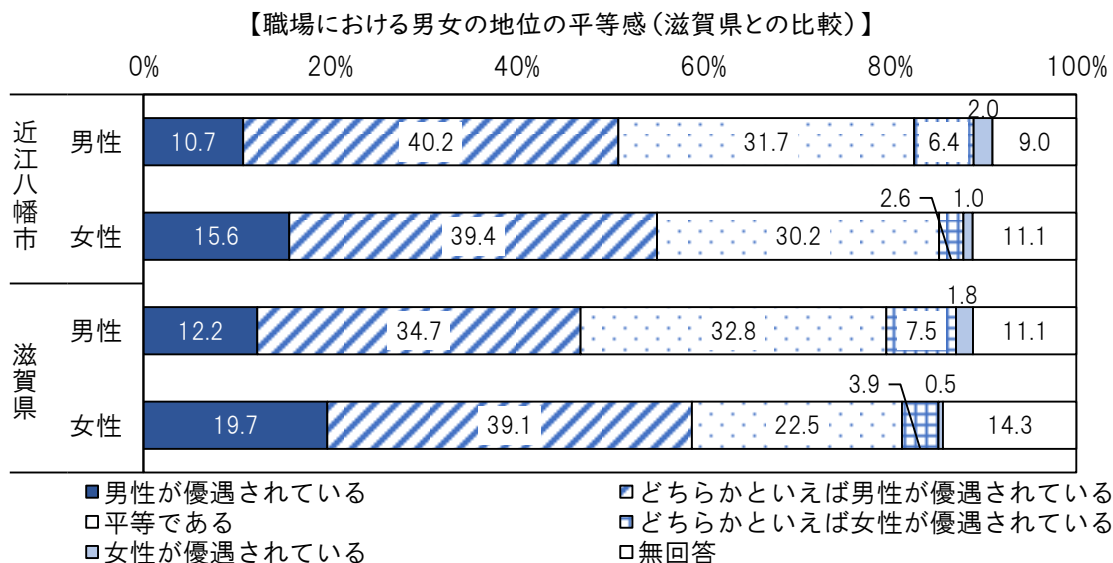
- ・『男性が優遇されている』（「男性が優遇されている」と「どちらかといえば男性が優遇されている」の合計）は女性の割合が男性よりも高く、「平等である」は女性のほうが低くなっています。
- ・「平等である」は男女ともに滋賀県よりやや高くなっていますが、滋賀県・本市のどちらにおいても『男性が優遇されている』という意識をもつ女性が過半数となっています。



資料：令和元年度「近江八幡市男女共同参画に関する市民意識調査結果報告書」より
 令和元年度「男女共同参画社会づくりに向けた県民意識調査報告書」より

(2) 職場

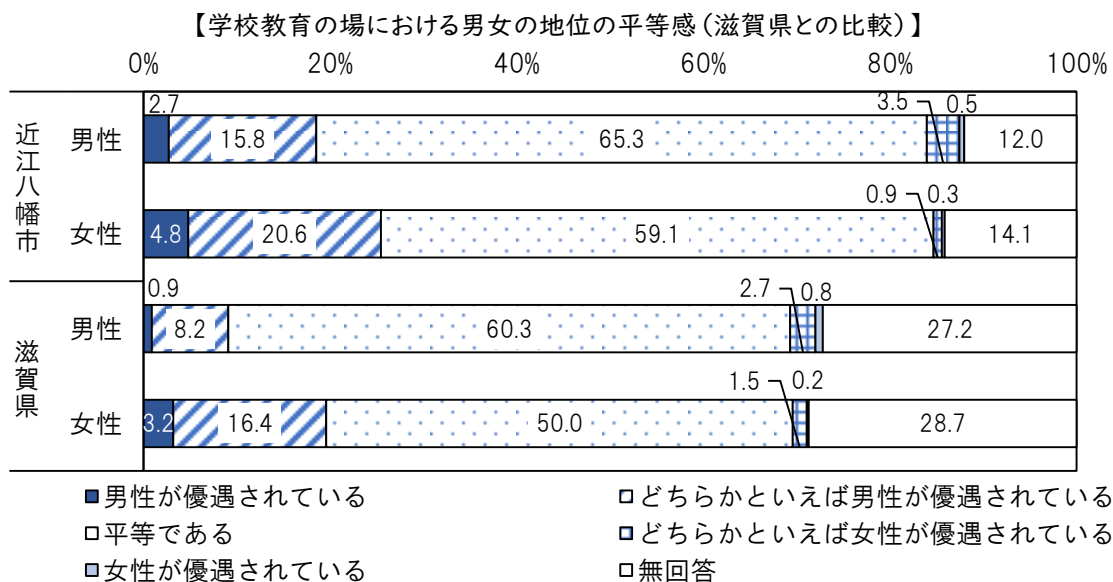
- ・『男性が優遇されている』（「男性が優遇されている」と「どちらかといえば男性が優遇されている」の合計）は男女ともに過半数を占めています。
- ・「平等である」は女性で滋賀県よりやや高くなっていますが、滋賀県・本市のどちらにおいても『男性が優遇されている』という意識をもつ女性が過半数となっています。



資料：令和元年度「近江八幡市男女共同参画に関する市民意識調査結果報告書」より
 令和元年度「男女共同参画社会づくりに向けた県民意識調査報告書」より

(3) 学校教育の場

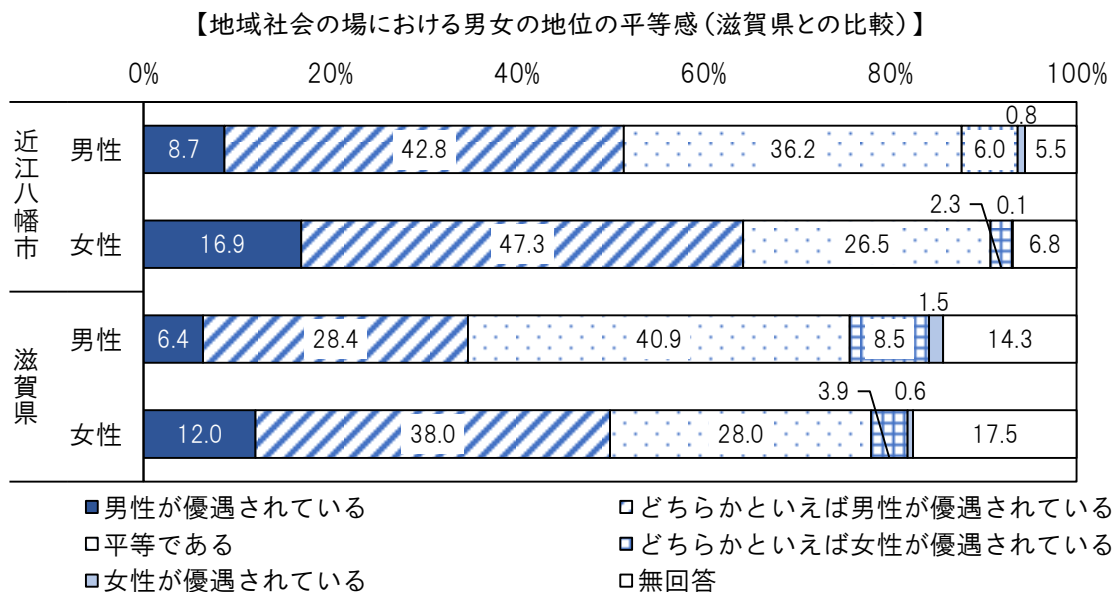
- ・男女ともに「平等である」が過半数を占めていますが、女性のほうがやや低くなっています。
- ・「平等である」は男女ともに滋賀県より高くなっている一方で、『男性が優遇されている』（「男性が優遇されている」と「どちらかといえば男性が優遇されている」の合計）も、男女ともに滋賀県よりやや高くなっています。



資料：令和元年度「近江八幡市男女共同参画に関する市民意識調査結果報告書」より
 令和元年度「男女共同参画社会づくりに向けた県民意識調査報告書」より

(4) 地域社会の場

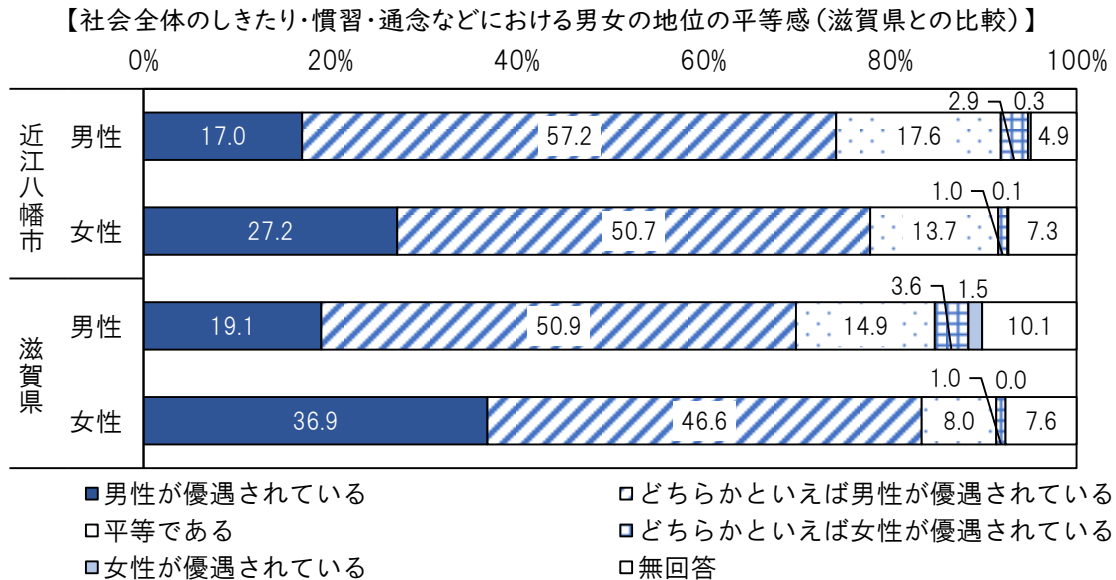
- ・『男性が優遇されている』（「男性が優遇されている」と「どちらかといえば男性が優遇されている」の合計）は女性の割合が男性よりも高く、「平等である」は女性のほうがやや低くなっています。
- ・『男性が優遇されている』は男女ともに滋賀県より高くなっています。



資料：令和元年度「近江八幡市男女共同参画に関する市民意識調査結果報告書」より
 令和元年度「男女共同参画社会づくりに向けた県民意識調査報告書」より

(5) 社会全体のしきたり・慣習・通念など

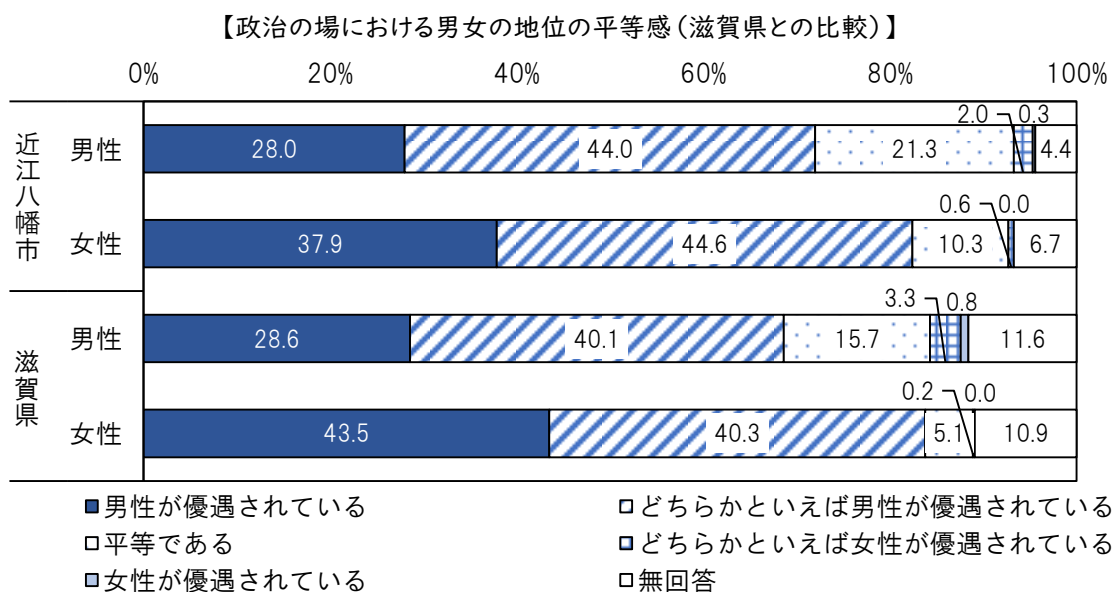
- ・『男性が優遇されている』（「男性が優遇されている」と「どちらかといえば男性が優遇されている」の合計）は男女ともに7割以上を占め、「平等である」は男女ともに2割未満となっています。
- ・女性において『男性が優遇されている』は滋賀県よりやや低くなっています。



資料：令和元年度「近江八幡市男女共同参画に関する市民意識調査結果報告書」より
 令和元年度「男女共同参画社会づくりに向けた県民意識調査報告書」より

(6) 政治の場

- ・『男性が優遇されている』（「男性が優遇されている」と「どちらかといえば男性が優遇されている」の合計）は女性の割合が男性より高く、「平等である」は女性のほうが低くなっています。
- ・滋賀県も同様の結果となっており、「平等である」は女性のほうが低くなっています。

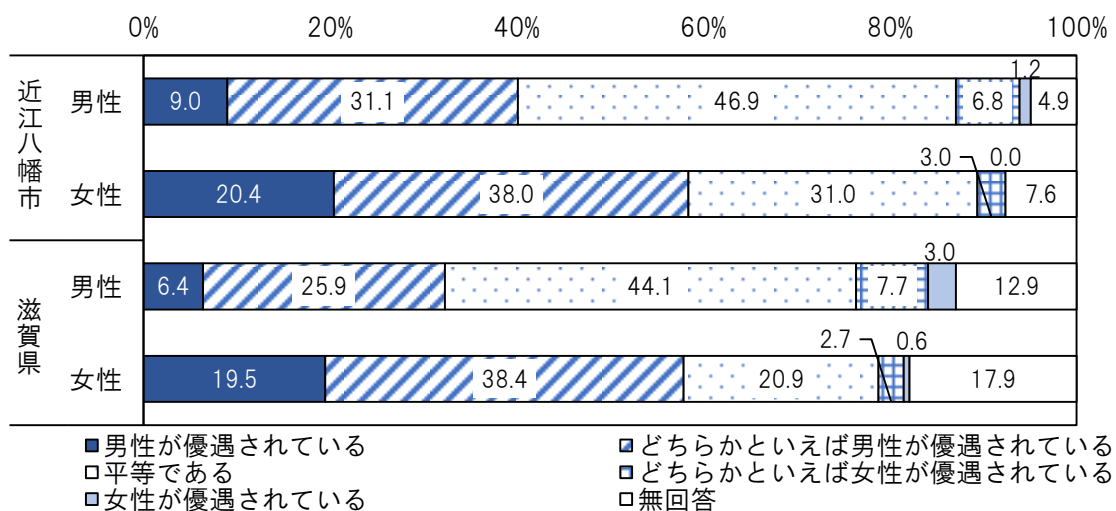


資料：令和元年度「近江八幡市男女共同参画に関する市民意識調査結果報告書」より
 令和元年度「男女共同参画社会づくりに向けた県民意識調査報告書」より

(7) 法律や制度

- ・『男性が優遇されている』（「男性が優遇されている」と「どちらかといえば男性が優遇されている」の合計）は女性の割合が男性よりも高く、「平等である」は女性のほうが低くなっています。
- ・滋賀県も同様の結果となっており、「平等である」は女性のほうが低くなっています。

【法律や制度における男女の地位の平等感（滋賀県との比較）】



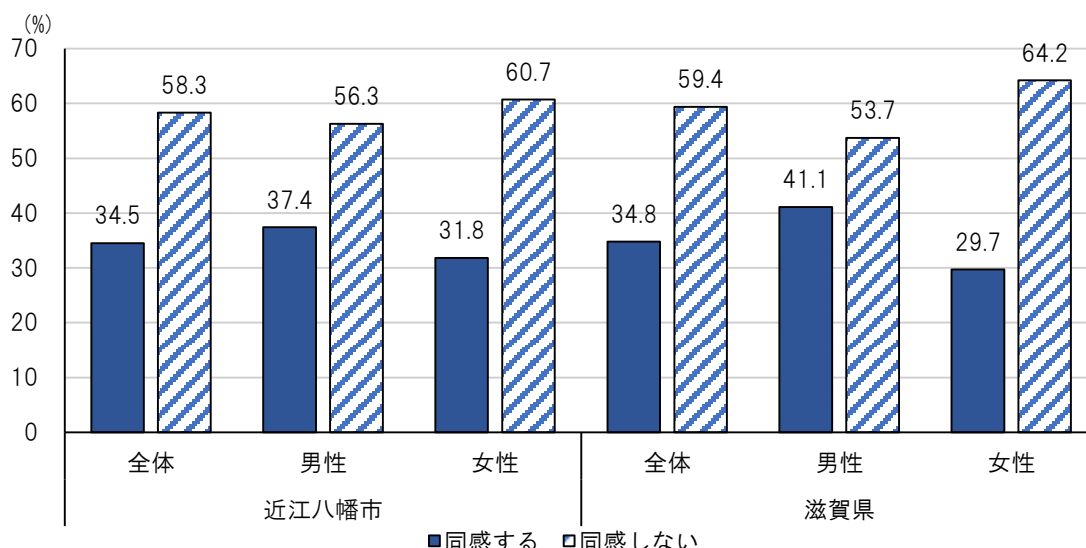
資料：令和元年度「近江八幡市男女共同参画に関する市民意識調査結果報告書」より
 令和元年度「男女共同参画社会づくりに向けた県民意識調査報告書」より

3. 男女の役割分担

(1) 固定的な性別役割分担意識

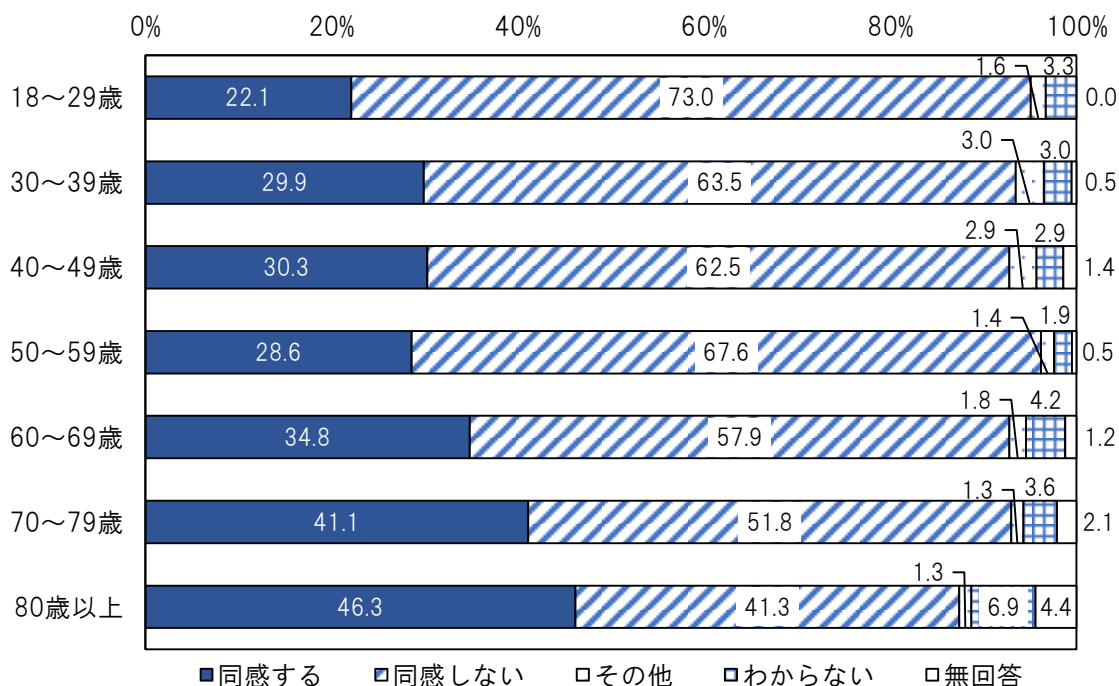
- ・男女ともに『同感しない』が過半数となっている一方で、『同感する』は男性のほうがやや高くなっています。
- ・滋賀県も同様の結果となっており、『同感する』は男性のほうが高くなっています。

【「男性は仕事をし、女性は家庭を守るべき」という考え方について(滋賀県との比較)】



- ・年代別で見ると、おおむね年代が高くなるにつれ、固定的な性別役割分担意識に『同感する』割合が高くなっており、70歳以上では40%以上となっています。

【「男性は仕事をし、女性は家庭を守るべき」という考え方について(年代別)】



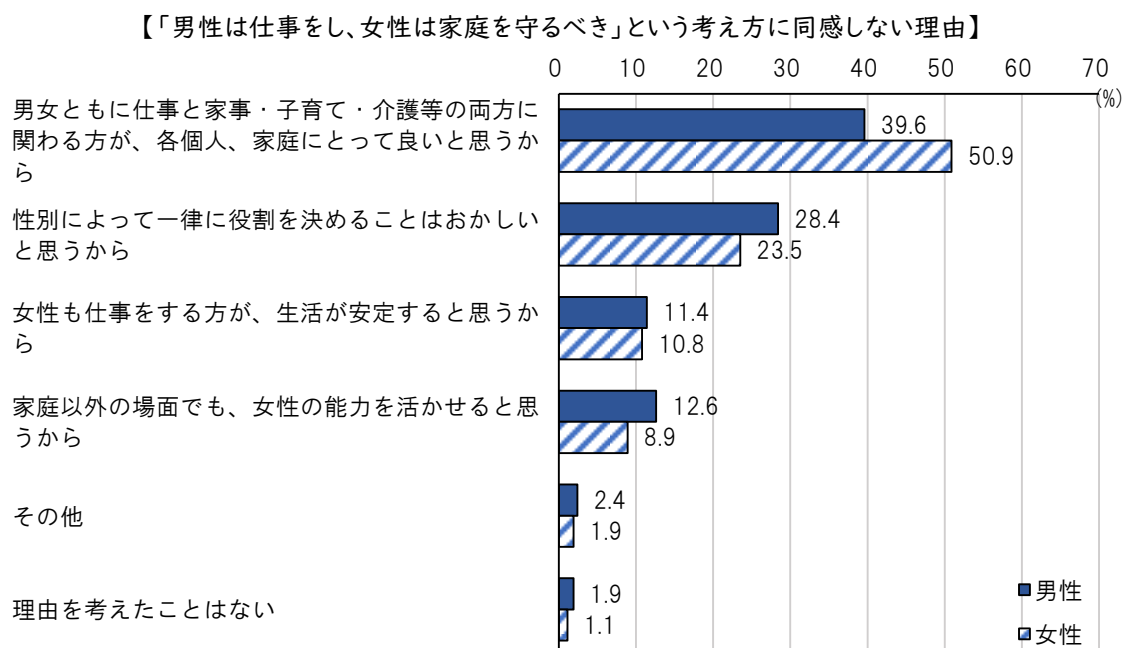
資料:令和元年度「近江八幡市男女共同参画に関する市民意識調査結果報告書」より

令和元年度「男女共同参画社会づくりに向けた県民意識調査報告書」より

※『同感する』は、市民意識調査票の「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計

(2) 固定的な性別役割分担意識に同感しない理由

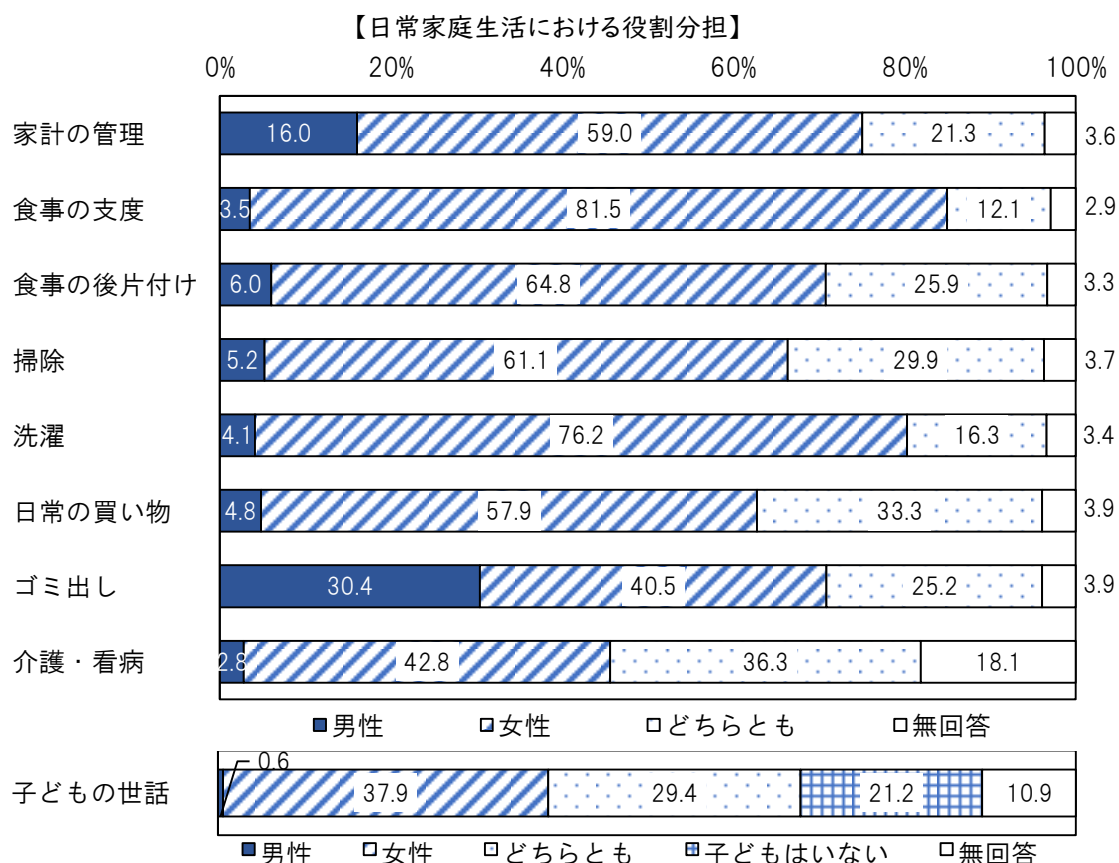
- ・固定的な性別役割分担意識に同感しない理由については、「男女ともに仕事と家事・子育て・介護等の両方に関わる方が、各個人、家庭にとって良いと思うから」が男女ともに最も高くなっています。



資料：令和元年度「近江八幡市男女共同参画に関する市民意識調査結果報告書」より

(3) 家庭での性別役割分担

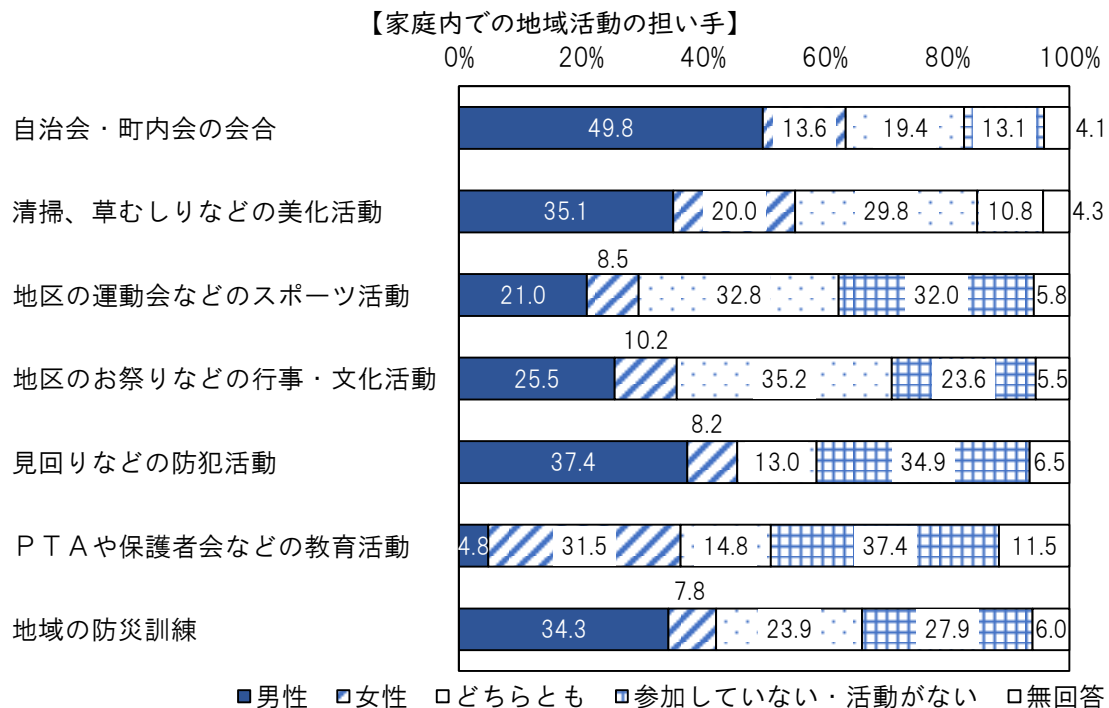
- ・日常の家庭生活における役割分担の状況については、全ての項目で女性の割合が高くなっています。



資料：令和元年度「近江八幡市男女共同参画に関する市民意識調査結果報告書」より

(4) 家庭内での地域活動の担い手

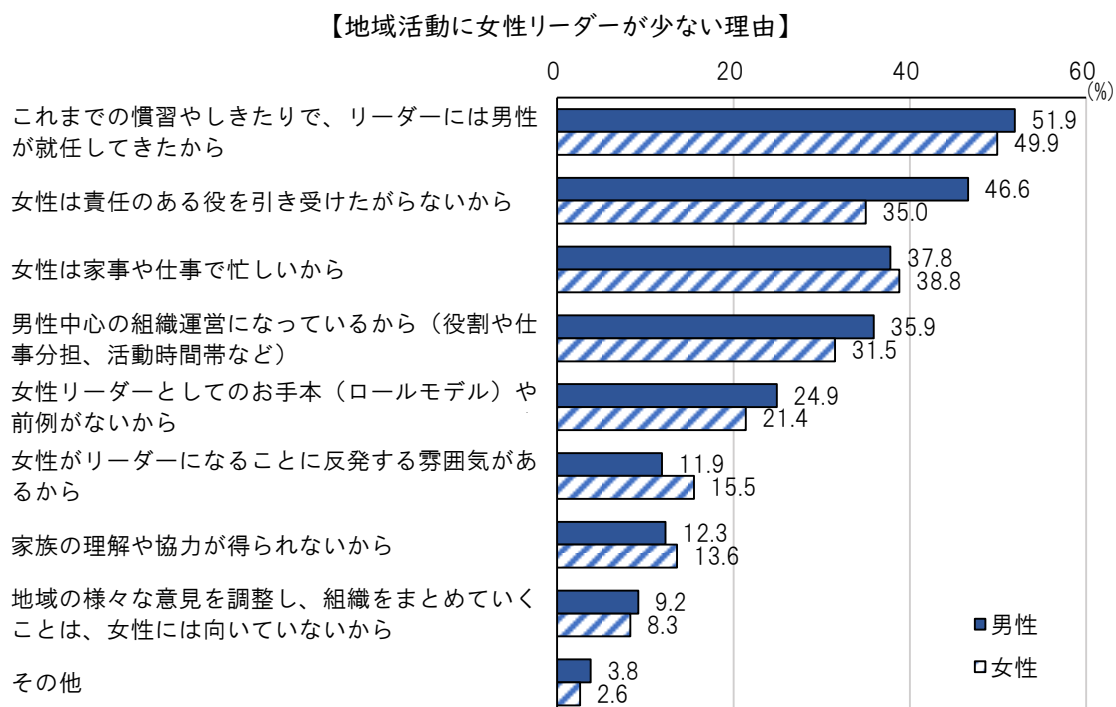
・家庭内での地域活動の担い手については、「自治会・町内会の会合」、「清掃、草むしりなどの美化活動」、「見回りなどの防犯活動」、「地域の防災訓練」で、男性が高くなっています。



資料:令和元年度「近江八幡市男女共同参画に関する市民意識調査結果報告書」より

(5) 地域活動に女性リーダーが少ない理由

・地域活動に女性リーダーが少ない理由については、男女ともに「これまでの慣習やしきたりで、リーダーには男性が就任してきたから」が最も高くなっています。

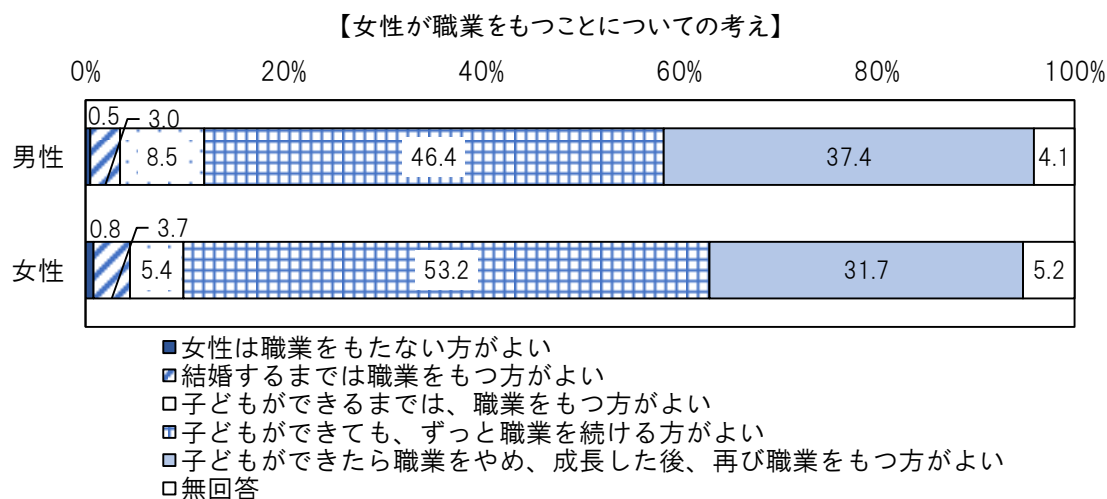


資料:令和元年度「近江八幡市男女共同参画に関する市民意識調査結果報告書」より

4. 就労状況・雇用環境

(1) 女性が職業をもつことについての考え

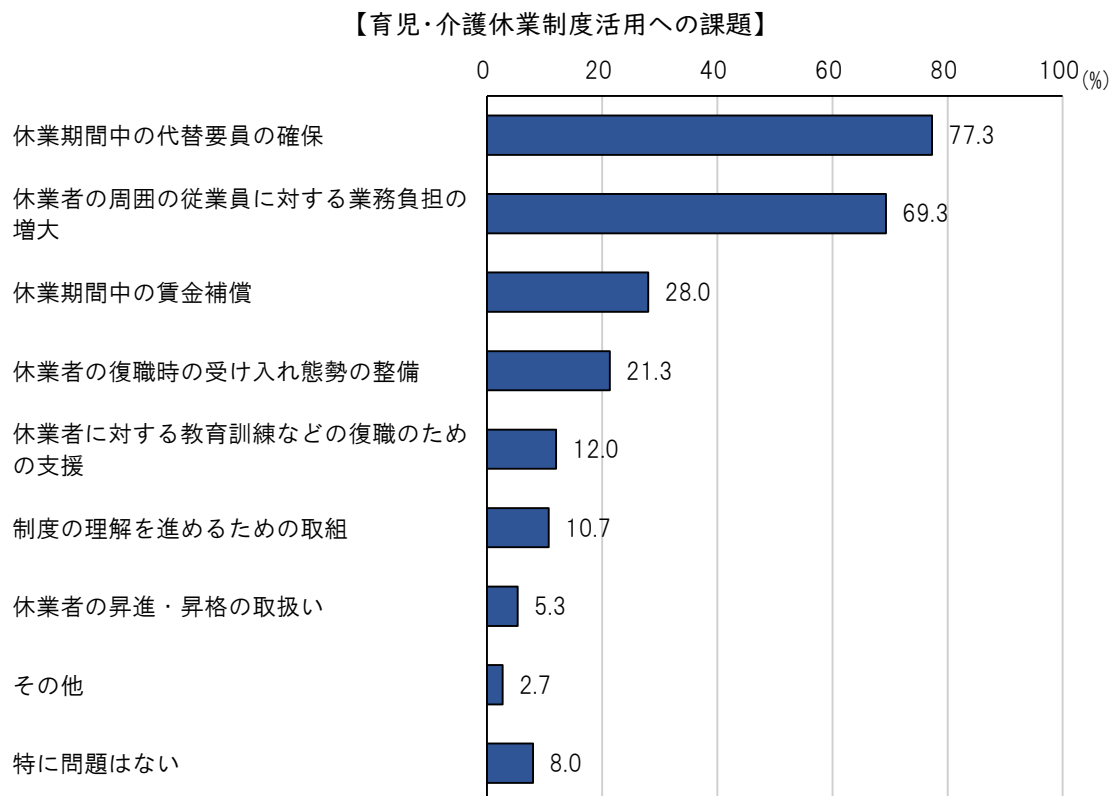
・女性が職業をもつことについての考えについては、男女ともに「子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい」が高くなっています。また、「子どもができたらず職業をやめ、成長した後、再び職業をもつ方がよい」は男性でやや高くなっています。



資料：令和元年度「近江八幡市男女共同参画に関する市民意識調査結果報告書」より

(2) 育児・介護休業制度活用への課題について

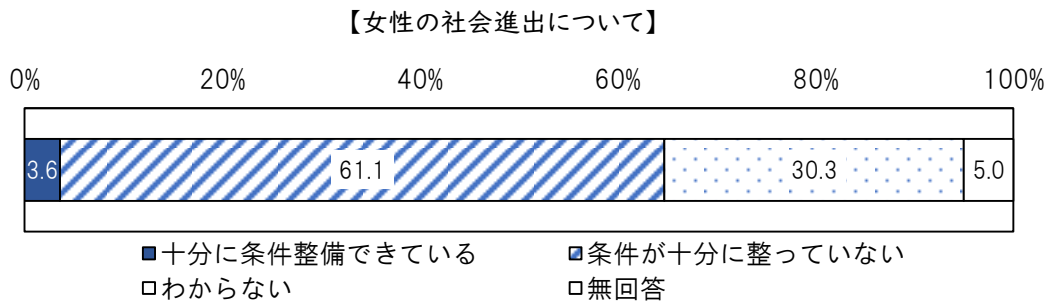
・育児・介護休業制度活用への課題については、「休業期間中の代替要員の確保」が最も高くなっています。



資料：令和元年度「近江八幡市男女共同参画に関する事業所調査結果報告書」より

(3) 女性の社会進出について

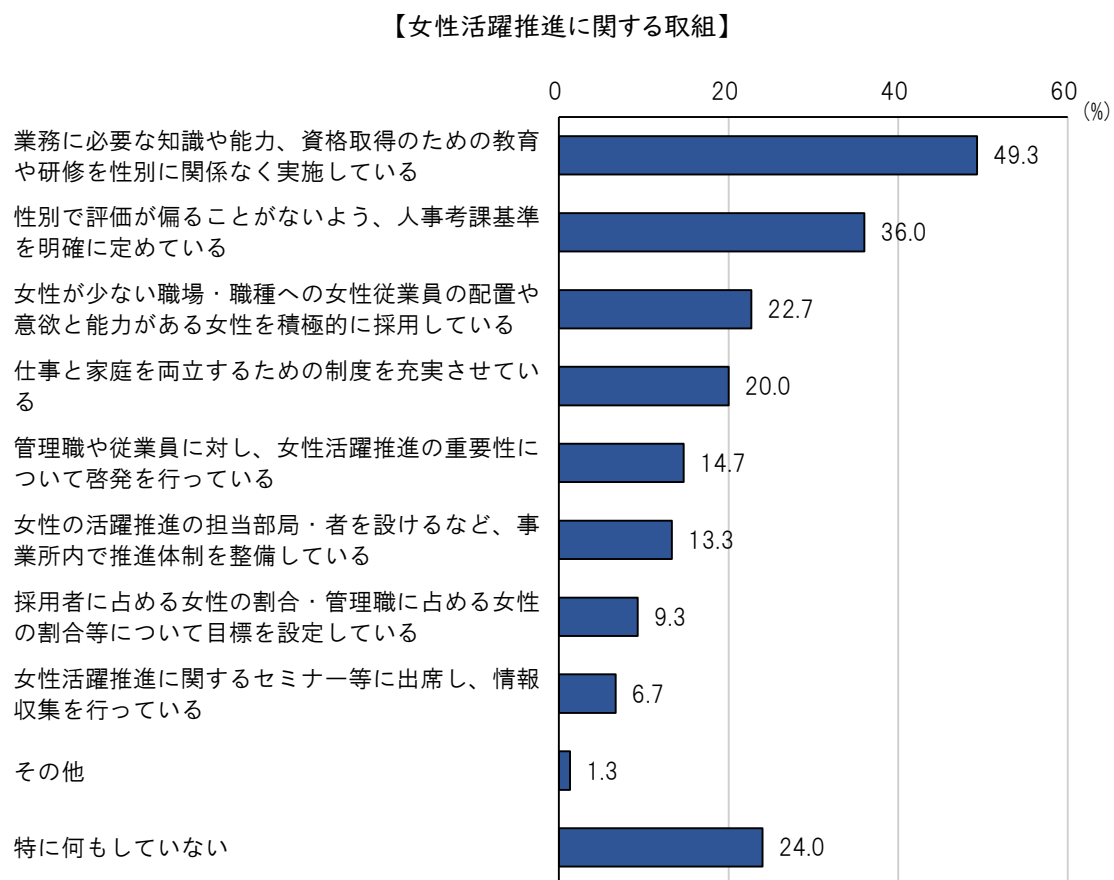
・女性の社会進出については、「条件が十分に整っていない」が61.1%と6割以上となっています。



資料：令和元年度「近江八幡市男女共同参画に関する市民意識調査結果報告書」より

(4) 女性活躍推進に関する取組

・女性活躍推進に関する取組については、「業務に必要な知識や能力、資格取得のための教育や研修を性別に関係なく実施している」が49.3%と半数近くを占め最も高く、次いで「性別で評価が偏ることがないように、人事考課基準を明確に定めている」(36.0%)、「女性が少ない職場・職種への女性従業員の配置や意欲と能力がある女性を積極的に採用している」(22.7%)となっています。

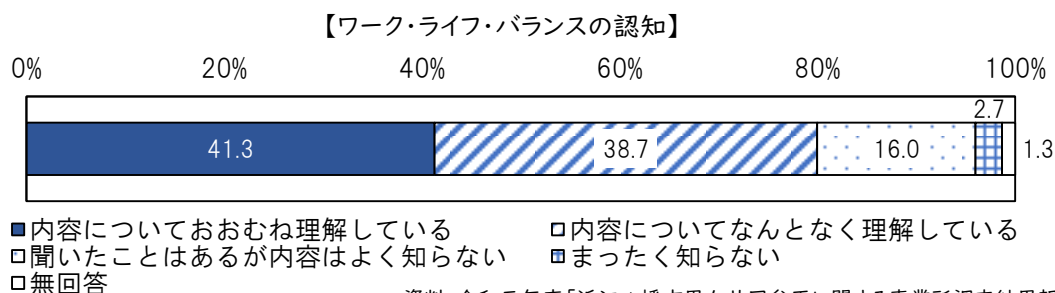


資料：令和元年度「近江八幡市男女共同参画に関する事業所調査結果報告書」より

5. ワーク・ライフ・バランス

(1) ワーク・ライフ・バランスの認知度

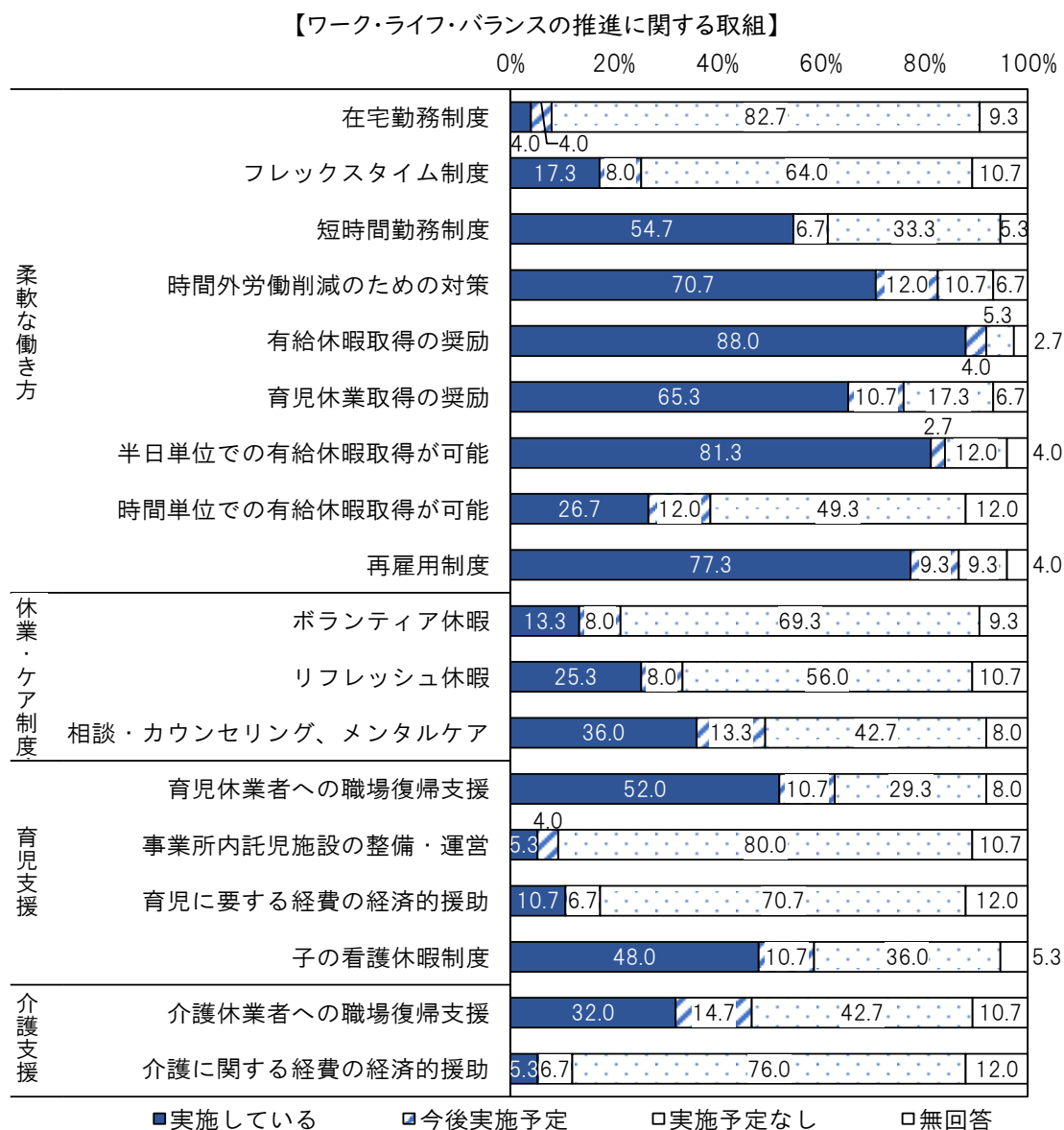
・事業所における「ワーク・ライフ・バランス」の認知度については、「内容についておおむね理解している」が41.3%となっています。



資料: 令和元年度「近江八幡市男女共同参画に関する事業所調査結果報告書」より

(2) ワーク・ライフ・バランスの推進に関する取組

・事業所における「ワーク・ライフ・バランス」の推進に関する取組については下記のとおりとなっており、柔軟な働き方に関する取組の実施が高くなっています。

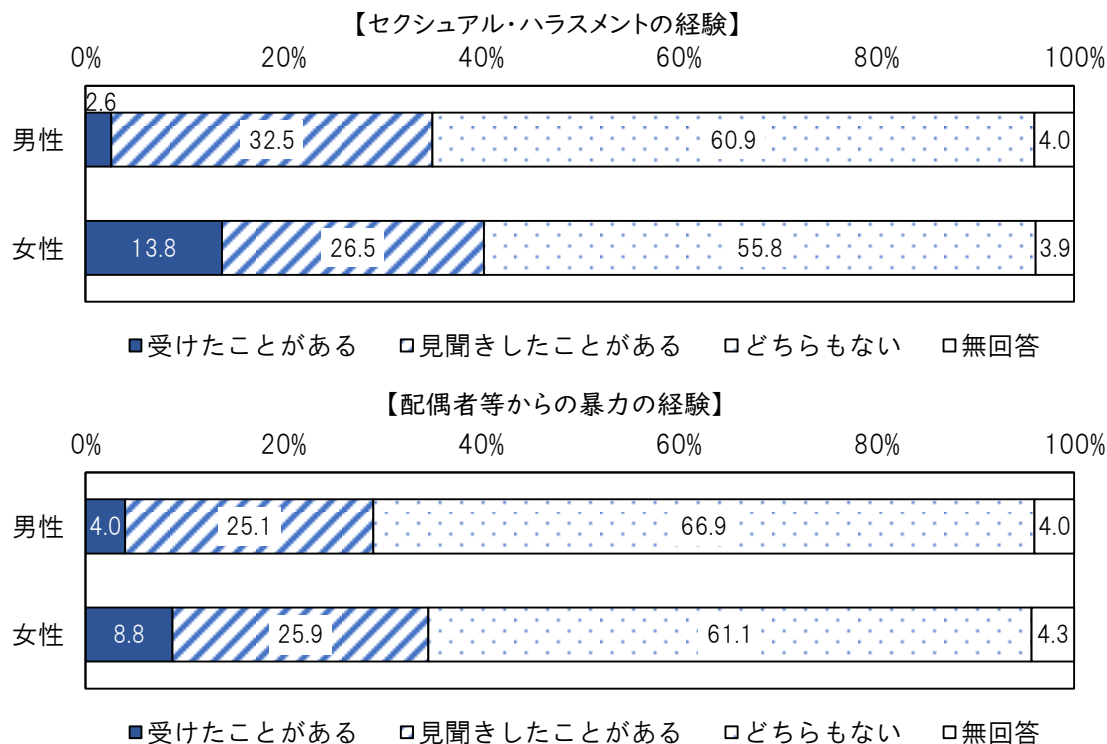


資料: 令和元年度「近江八幡市男女共同参画に関する事業所調査結果報告書」より

6. 男女間の暴力等

(1) セクシュアル・ハラスメント、配偶者等からの暴力の経験

- ・セクシュアル・ハラスメントを「受けたことがある」割合は女性で13.8%と1割以上となっています。
- ・配偶者等からの暴力を「受けたことがある」割合は男女ともに1割未満となっています。

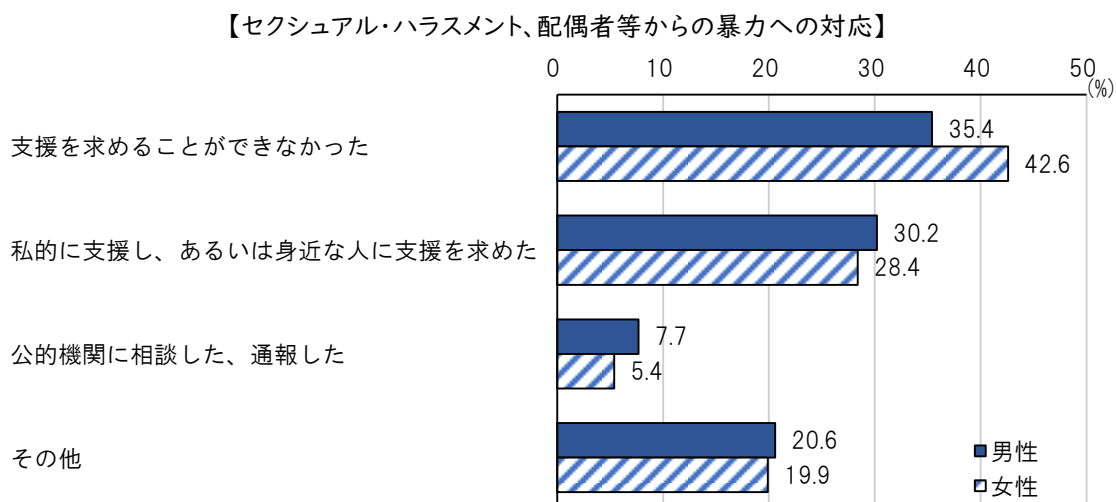


資料：令和元年度「近江八幡市男女共同参画に関する市民意識調査結果報告書」より

(2) セクシュアル・ハラスメント、配偶者等からの暴力への対応

(※セクシュアル・ハラスメント、配偶者等からの暴力を「受けたことがある」・「見聞きしたことがある」人のみ回答)

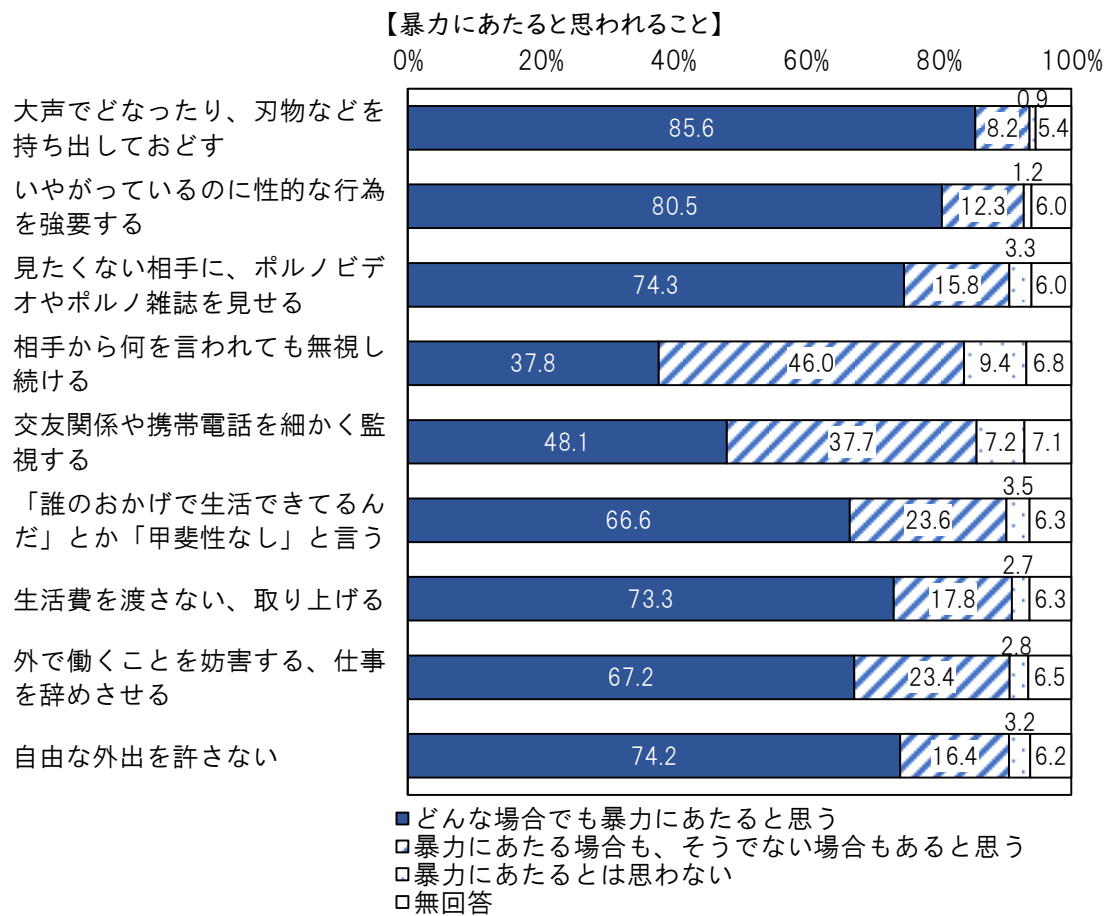
- ・セクシュアル・ハラスメント、配偶者等からの暴力への対応については、「支援を求めることができなかった」が男女ともに最も高くなっており、女性では42.6%と男性よりもやや高くなっています。



資料：令和元年度「近江八幡市男女共同参画に関する市民意識調査結果報告書」より

(3) 暴力についての認識

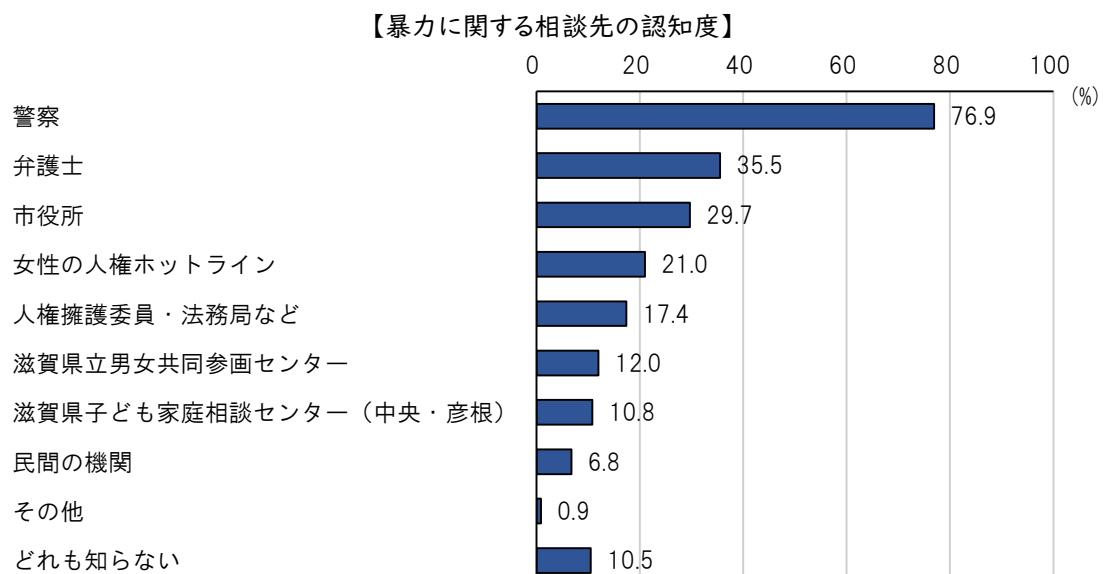
・暴力についての認識については、「相手から何を言われても無視し続ける」・「交友関係や携帯電話を細かく監視する」で「どんな場合でも暴力にあたると思う」が半数未満となっています。



資料：令和元年度「近江八幡市男女共同参画に関する市民意識調査結果報告書」より

(4) 暴力に関する相談先の認知度

・暴力に関する相談先の認知度については、「警察」が 76.9%と7割以上を占め最も高く、次いで「弁護士」(35.5%)、「市役所」(29.7%)となっています。



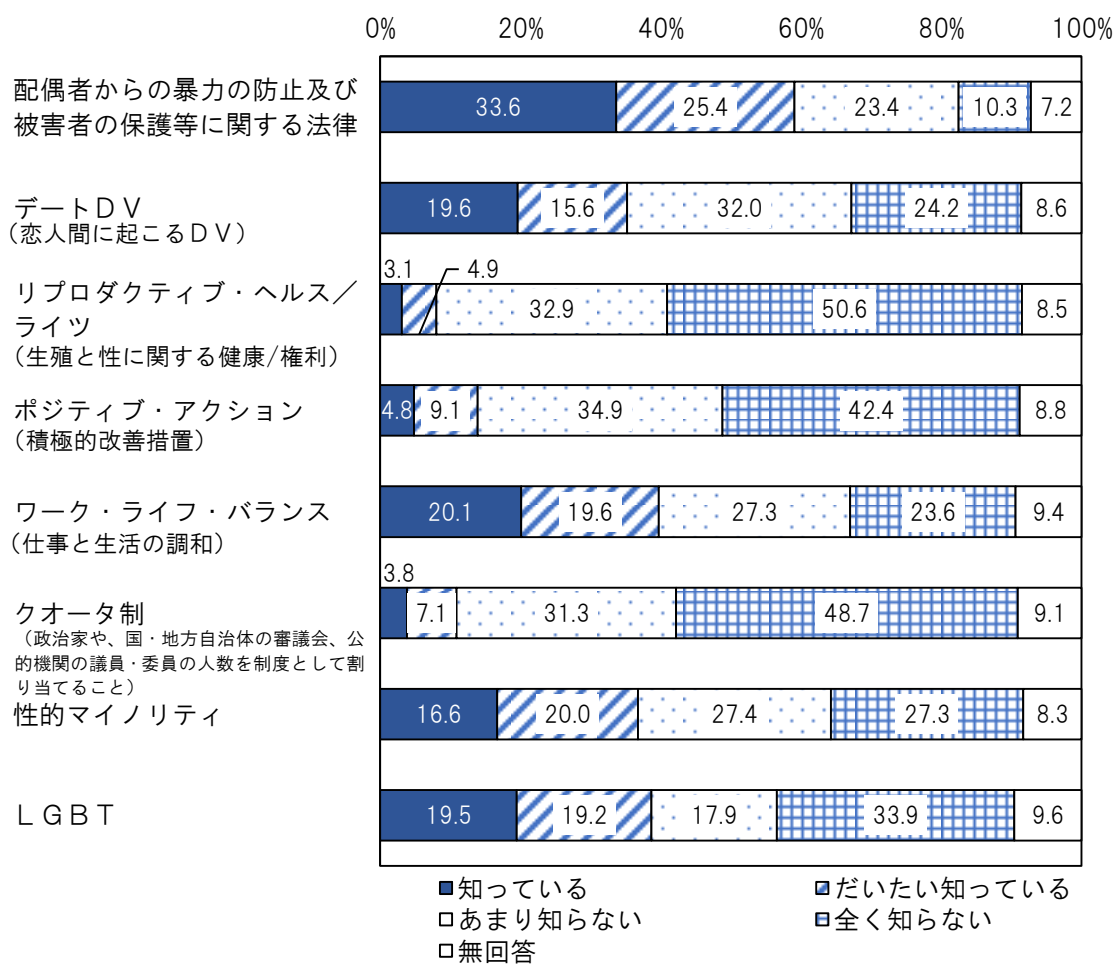
資料：令和元年度「近江八幡市男女共同参画に関する市民意識調査結果報告書」より

7. 男女共同参画に関わる用語の認知度

(1) 男女共同参画に関わる用語の認知度

・男女共同参画に関わる用語の認知度については、「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ※」、「クオータ制※」、「ポジティブ・アクション」において、『知らない』（「あまり知らない」と「全く知らない」の合計）が7割以上となっています。一方で、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」は、『知っている』（「知っている」と「だいたい知っている」の合計）が59.0%と6割近くとなっています。

【男女共同参画に関わる用語の認知度】

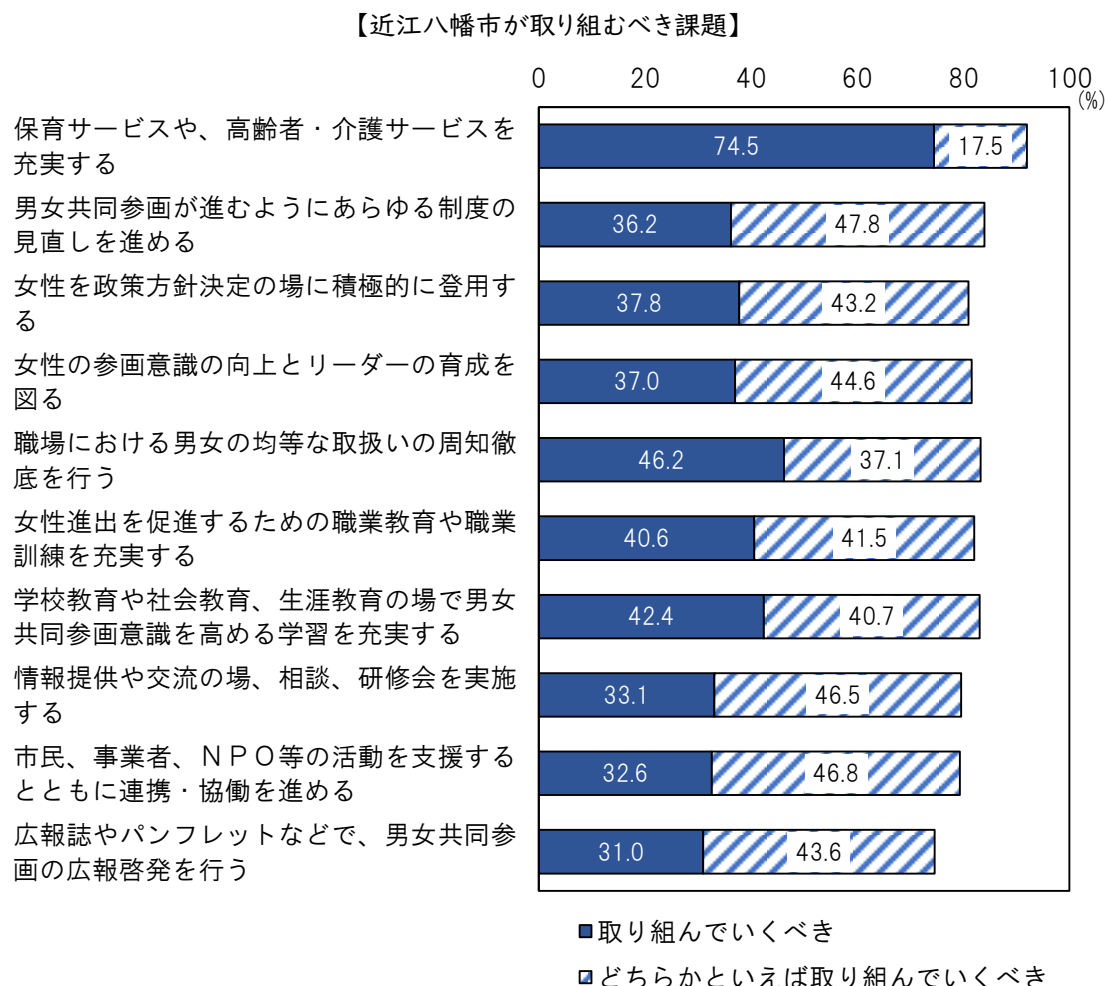


資料：令和元年度「近江八幡市男女共同参画に関する市民意識調査結果報告書」より

8. 近江八幡市の課題と行政への期待

(1) 男女共同参画発展のため、近江八幡市が取り組むべき課題

・男女共同参画発展のため、近江八幡市が取り組むべき課題については、「保育サービスや、高齢者・介護サービスを充実する」が最も高くなっており、『取り組むべき』（「取り組んでいくべき」と「どちらかといえば取り組んでいくべき」の合計）は92.0%となっています。

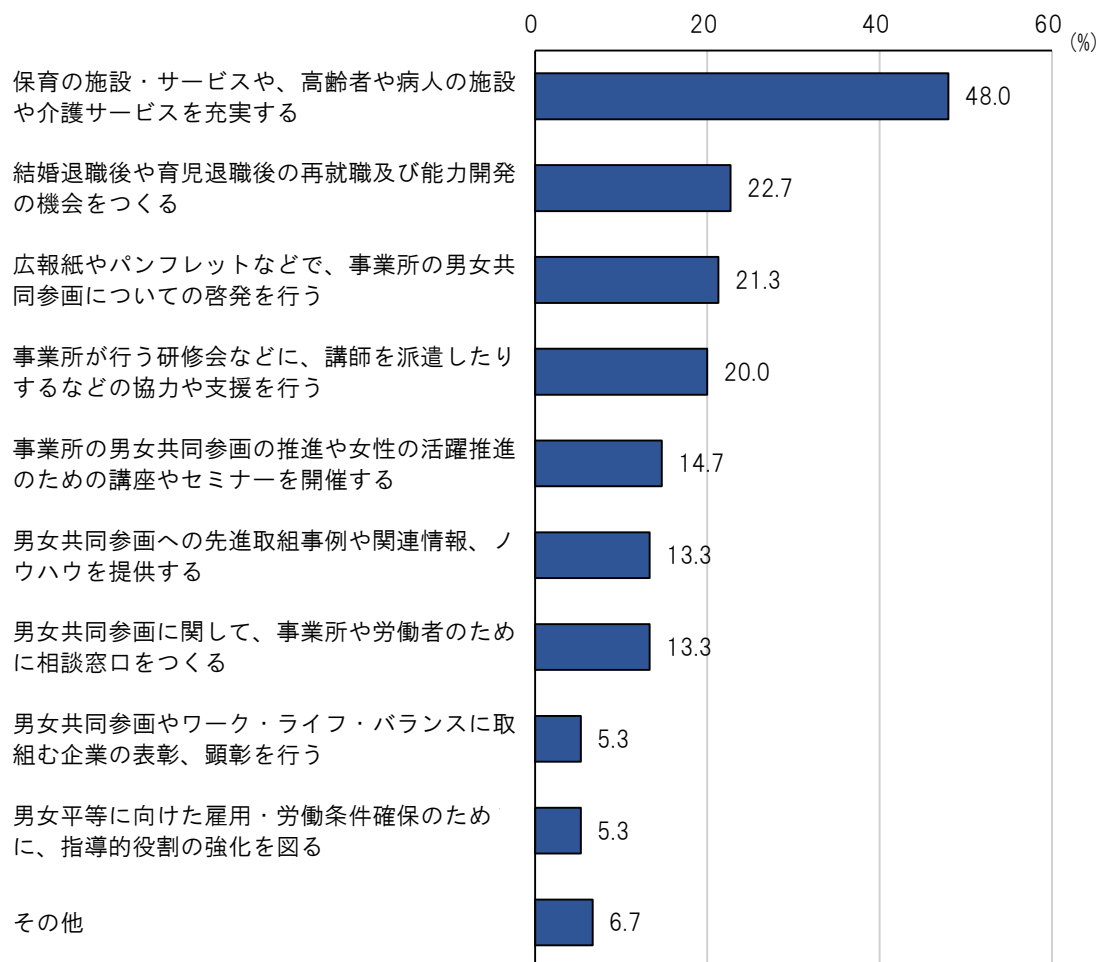


資料：令和元年度「近江八幡市男女共同参画に関する市民意識調査結果報告書」より

(2) 「男女共同参画」や「ワーク・ライフ・バランス」の実現のために、行政に期待すること

・事業所における「男女共同参画」や「ワーク・ライフ・バランス」の実現のために、行政に期待することについては、「保育の施設・サービスや、高齢者や病人の施設や介護サービスを充実する」が 48.0%と最も高くなっており、次いで「結婚退職後や育児退職後の再就職及び能力開発の機会をつくる」(22.7%)、「広報紙やパンフレットなどで、事業所の男女共同参画についての啓発を行う」(21.3%)となっています。

【行政に期待すること】



資料：令和元年度「近江八幡市男女共同参画に関する事業所調査結果報告書」より

9. 2020 プランの評価

2020 プランでは、計画の進捗管理のため、基本目標ごとに令和2（2020）年度までの目標値を設定しました。下記に 2020 プランで掲げた目標値に対する達成状況を示しています。

審議会等における女性委員の割合や 25～44 歳までの女性の労働力率等、年々増加傾向にある項目もありますが、さらなる啓発が必要となる項目もあるため、今後も継続した事業の実施が求められます。

指標	基準値 (平成 23 年度末)	目標値 (平成 28 年度)	目標値 (令和 2 年度)
		実績値 (平成 28 年度)	実績値 (令和 2 年度)
基本目標Ⅰ 意識づくり			
近江八幡市男女共同参画推進条例の認知度 (市民意識調査より) ※調査項目外としたため、実績値なし	—	100%	100%
		17.5%	—
性別による固定的な役割分担意識にとらわれない人の割合 (市民意識調査より)	57.6% (平成 22 年度)	70%	80%
		50.8%	58.3%
「男女共同参画市民のつどい」新規参加者数 ※令和2年度は開催中止のため、実績値なし	100 人	125 人	150 人
		155 人	—
基本目標Ⅱ しきみづくり			
審議会等における女性委員の割合が 40～60%である 審議会等の割合	4.8%	30%	50%
		25.3%	26.7%
ワーク・ライフ・バランス推進企業登録数 (県 HP: 近江八幡市企業登録数より)	28 事業所	50 事業所	70 事業所
		29 事業所	33 事業所
25～44 歳までの女性の労働力率 (国勢調査より) ※令和2年度国勢調査結果未集計のため、実績値なし	65.8% (平成 22 年)	70%	73%
		71.9%	—
職場で男女の地位が平等と考える市民の割合 (市民意識調査より)	25.5% (平成 22 年度)	40%	50%
		31.8%	30.6%

指標	基準値 (平成 23 年度末)	目標値 (平成 28 年度)	目標値 (令和 2 年度)
		実績値 (平成 28 年度)	実績値 (令和 2 年度)
基本目標Ⅲ 家庭・地域づくり			
女性の代表または副代表のいる自治会の割合	4.2%	10%	15%
		8.4%	7.8%
家庭生活で男女の地位が平等と考える市民の割合 (市民意識調査より)	34.3% (平成 22 年度)	50%	70%
		42.9%	42.3%
地域社会で男女の地位が平等と考える市民の割合 (市民意識調査より)	35.6% (平成 22 年度)	50%	70%
		36.3%	30.8%
基本目標Ⅳ 未来づくり			
教育の場で男女の地位が平等と考える市民の割合 (市民意識調査より)	67.3% (平成 22 年度)	70%	80%
		69.4%	61.6%
小中学校における男女共同参画社会づくりのための 副読本活用率	83.3% (小学生) 75.0% (中学生)	100%	100%
		100% (小学生)	100% (小学生)
		100% (中学生)	100% (中学生)

10. 近江八幡市における男女共同参画の現状と課題～市民意識調査の結果から～

(1) 各分野での男女平等・男女共同参画意識の浸透

政治の場や社会全体の慣習等をはじめとした様々な分野で男女平等意識の差はみられ、依然として『男性が優遇されている』と感じている方が多い状況です。「男女共同参画」は女性のためだけではなく、全ての人が暮らしやすい社会の実現に向けて必要であることへの理解促進を図るなど、あらゆる分野での意識改革が必要です。

(2) 固定的な男女の役割分担意識からの脱却

「男性は仕事をし、女性は家庭を守るべき」という考えについて、おおむね年代が高くなるにつれ、『同感する』の割合が高くなっており、年代別で意識の違いがみられる結果となっています。また、家事・育児・介護等の負担は依然として女性に集中している状況です。年代別での意識差や、家事・育児・介護等の負担についての現状をふまえ、男性も家事・育児・介護等に積極的に参画するなど、固定的な男女の役割分担意識の解消に向けて、啓発する必要があります。

(3) ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境の整備

女性の労働力率について、30～39歳の割合が低くなっていますが、就業の考え方については、「子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい」の回答が多くなっています。仕事と家庭生活の両立支援に向けて、育児・介護休業制度の積極的な活用が期待されますが、全国的にも男性における制度利用の低さが問題となっています。男女に関わらず、気兼ねなく育児・介護休業を取得できる職場環境づくりが重要です。

他方では新型コロナウイルス感染拡大の影響を契機に、在宅ワークをはじめとした働き方について見直しが進んでおり、新たな働き方に関する可能性がもたらされています。こうした社会情勢の変化もふまえながら、仕事上の責任を果たすとともに、人生の各段階において、一人ひとりの希望する生き方を実現できるよう、各世代に応じた労働環境の整備に向け一層の支援が必要です。

(4) 多様性の尊重とあらゆる暴力の根絶

市民意識調査結果では、「性的マイノリティ」「LGBT※」を『知らない』人が半数以上を占めており、多様な性に関する用語の認知度は低い状況となっています。「LGBT」を含む性的少数者をはじめ、年齢や障がいの有無、価値観等に関する差別・偏見をなくし、共に認め合い、尊厳を持って個人が生きることのできる社会づくりに向けた意識啓発・教育活動の推進が必要です。

また、配偶者等からの暴力については、「相手から何を言われても無視し続ける」「交友関係や携帯電話を細かく監視する」などの精神的な暴力についての認識が低く、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」についての認知度は6割近くある一方で、「デートDV」については半数以上の方が『知らない』という結果になっています。加えて、新型コロナウイルス感染拡大による外出自粛や休業等による生活不安・ストレスからの暴力の増加・深刻化が懸念されています。多様化する暴力・人権侵害の早期発見・早期対応を含め、あらゆる人権侵害・暴力を未然に防止する取組が必要です。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 近江八幡市のめざす姿

近江八幡市は、近江盆地のほぼ中央部に位置し、豊かな水をたたえる琵琶湖と西の湖、湖東平野を見下ろす山々からのすばらしい眺望を誇る風光明媚な土地です。そして、日本史の中でよく知られた歴史遺産を数多く抱える伝統と文化のまちでもあります。加えて、まちの魅力は、そこに住まう人々が、こうした自然と文化を活かして元気に暮らしていることから醸し出されます。

私たちのまちは、これまでも、古くから住み続けている人も新しく移り住んだ人も、互いに助け合い暮らしてきました。私たちは、そうした美風をさらに発展させ、市民一人ひとりが男女の分け隔てなく自分の能力を発揮し、老いも若きもそれぞれの個性を輝かせ、男性であることや女性であるという以前に、人と人として交流し、互いのふれあいのなかでにぎわいを作り出すまちを築き上げていきます。

そこで、私たちのめざす近江八幡市の姿を「一人ひとりが輝ける男女共同参画のまち・近江八幡」とします。

「男女共同参画のまちづくり」のイメージとして、『一人ひとりが尊重され、自分らしく生きることができるまち』、『誰もがあらゆる場面で個性や能力を発揮できるまち』を掲げます。

男女共同参画のまちづくりイメージ

- ▶一人ひとりが尊重され、自分らしく生きることができるまち
- ▶誰もがあらゆる場面で個性や能力を発揮できるまち



～めざす将来像～

一人ひとりが輝ける男女共同参画のまち・近江八幡

2. 基本理念

近江八幡市男女共同参画推進条例に掲げられた基本理念は、市行政をはじめ、市民、事業者の全てが大切にしなければならない男女共同参画推進にあたっての基本的な考え方です。市は、この基本理念に基づき、総合的かつ計画的な推進を図ります。

(1) 男女の人権尊重(条例第3条第1号)

人権の尊重は、男女共同参画社会の基礎をなす最も基本的な理念です。

男女共同参画の推進にあたっては、性別による差別的な扱いを受けないように、個人としての尊厳が重んじられ、社会のあらゆる分野においてそれぞれの個性及び能力を発揮する機会が確保されることが必要です。

(2) 男女の社会における活動の自由な選択の保障(条例第3条第2号)

社会におけるあらゆる分野において男女の固定的な役割分担を前提とした制度や慣行を、人権尊重の視点に立って見直し、社会的性別(ジェンダー)※に起因する差別のない社会を実現しなければなりません。

男女共同参画の推進にあたっては、性別による固定的な役割分担等を反映した制度及び慣行が見直されるように、男女の社会における活動の自由な選択が保障されることが必要です。

(3) 政策・方針の立案・決定への共同参画(条例第3条第3号)

活力ある豊かな社会を創っていくためには、男女が共に責任を持って積極的に参画していくことや、多様な意見が意思決定の過程に反映されることが必要です。

男女共同参画の推進にあたっては、男女が社会の対等な構成員として、市の施策及び事業者における方針の立案及び決定に、共同して参画する機会を確保することが必要です。

(4) 家庭生活と社会生活の両立(条例第3条第4号)

家事、育児、介護などを男女が互いに協力し合い、また、社会の支援も受けながら、家庭生活と職業や地域活動との両立ができる社会を実現しなければなりません。

男女が家庭において、相互の協力と社会の支援のもとに、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動について、家族の一員としての役割を円滑に果たしながら、社会生活における活動を行うことができるようにすることが必要です。

(5) 男女の生涯にわたる健康な生活の推進(条例第3条第5号)

妊娠や出産など性と生殖に関わることを尊重しながら、男女が、生涯にわたって心身ともに健康な生活を営むことができる社会を実現しなければなりません。

男女が対等な関係のもとに、互いの性についての理解を深めるとともに、安全な妊娠または出産について双方の意思が尊重され、生涯にわたり健康な生活を営むことができるようにすることが必要です。

(6) 男女間におけるあらゆる暴力の根絶(条例第3条第6号)

男女平等を確立するためには、男女が等しく個人として尊重される関係を築くことが前提となります。身体的、精神的な暴力は、人権を著しく侵害するものであり、被害を受けた人に深刻な影響を与える重大な問題です。

男女共同参画の推進にあたっては、セクシュアル・ハラスメント※及び配偶者等からの暴力をはじめ、男女間におけるあらゆる暴力が人権侵害または犯罪であるとの認識のもと、その根絶をめざすことが必要です。

(7) 国際的な協調と外国人住民への理解(条例第3条第7号)

男女共同参画の推進は、国際社会が取り組む事業の一つです。

男女共同参画の推進にあたっては、国際的な協調精神のもとで、外国人住民への理解に努めることが必要です。

3. 計画の体系

めざす姿

一人ひとりが輝ける男女共同参画のまち・近江八幡

【基本目標Ⅰ】

一人ひとりの人権を
尊重する意識づくり

重要課題Ⅰ 男女共同参画に関する学習機会の充実

- ①生涯学習・社会教育における男女共同参画の推進

重要課題Ⅱ 男女共同参画を推進するための広報・啓発活動

- ①男女共同参画のための広報・啓発活動の推進
- ②家庭・地域における男女共同参画のための意識啓発

重要課題Ⅲ 保育・教育の場における男女共同参画への配慮

- ①学校等における男女共同参画教育の充実
- ②保護者に対する男女共同参画推進の働きかけ

重要課題Ⅳ 多様な価値観や生き方の理解促進

- ①人権を尊重する社会づくりのための意識啓発
- ②国際的な取組との協調

【基本目標Ⅱ】

誰もが個性と能力を発揮し
活躍できる環境づくり

重要課題Ⅰ 政策・方針決定の場への女性の参画の拡大

- ①審議会等への女性の登用
- ②企業や各種団体などの政策・方針決定の場への女性の参画促進

重要課題Ⅱ 働く場での男女共同参画の推進

- ①多様な生き方や能力を発揮するための支援
- ②女性の就労支援、女性の管理職登用にに向けた事業所への啓発
- ③ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた職場環境づくり
- ④女性の創業に向けた支援

【基本目標Ⅲ】
誰もが安心して暮らせる
仕組みづくり

重要課題Ⅰ あらゆる暴力を許さない社会づくりの推進

- ①暴力及びハラスメントを許さない社会意識の醸成
- ②暴力及びハラスメント根絶のための対策及び被害者への支援

重要課題Ⅱ 男女共同参画に関する相談・支援体制の整備

- ①各種相談体制の整備・充実
- ②多様な性の尊重と生涯にわたる健康支援

【基本目標Ⅳ】
共に担い支えあう
家庭・地域づくり

重要課題Ⅰ 子育て・介護に係る支援施策の充実

- ①家庭での子育て支援
- ②地域ぐるみの子育て支援
- ③介護負担を軽減する支援

重要課題Ⅱ 地域社会においてあらゆる人が活躍する場の拡大

- ①男女共同参画で取り組む地域活動の推進と支援
- ②まちを守り、育てる諸活動における男女共同参画の推進

重要課題Ⅲ 防災分野での男女共同参画の推進

- ①男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の推進

【推進体制】
計画推進のための
基盤の強化・充実

重要課題Ⅰ 庁内推進体制の整備、強化

- ①職員配置での男女共同参画の推進
- ②庁内組織の整備
- ③計画推進のための人材育成
- ④国・県・他市町、関係機関との連携

重要課題Ⅱ 計画の進捗管理及び評価

- ①計画の進捗管理・評価体制の整備

重要課題Ⅲ 市民、関係団体との協働

- ①市民、関係団体との協働体制づくり
- ②市政への意見の反映

第4章 施策の展開

基本目標Ⅰ 一人ひとりの人権を尊重する意識づくり

現状と課題

市民意識調査結果をみると、「男性は仕事、女性は家庭」という考え方について、『そう思わない』が半数以上を占めている一方で、『そう思う』という回答も3割を超えています。加えて、男女の平等感については、特に「政治の場」や「社会全体のしきたり・慣習・通念など」で『男性が優遇されている』と感じる割合が高くなっています。また、性別にみると、各分野において女性は、男女が「平等である」と感じる割合が男性より低くなっており、性別で意識の違いがみられます。加えて、平等感については年代でも違いがみられ、おおむね年代が上がるにつれて、『男性が優遇されている』という回答が多くなっています。

男女共同参画の推進の土台として、このような固定的な性別役割分担意識を改め、性別に関係なく一人ひとりの人権を尊重し、男女共同参画についての正しい知識やその必要性を理解することが必要です。

また、「LGBT」等の性的指向・性自認に関すること、高齢であること、障がいがあること、外国人であること等を理由とした偏見・差別をなくし、多様性を尊重することも必要です。

市民が一人ひとりの人権を尊重し、男女共同参画の意識を高めるために、各年代に応じた広報・啓発活動や学習機会の提供等を推進していくことが重要です。

重要課題

一人ひとりの人権を尊重する意識づくりに関する取組として、下記を重要課題として施策を進めます。

重要課題1 男女共同参画に関する学習機会の充実

重要課題2 男女共同参画を推進するための広報・啓発活動

重要課題3 保育・教育の場における男女共同参画への配慮

重要課題4 多様な価値観や生き方の理解促進

目標値

指標		基準値(令和2年度)	目標値(令和12年度)
1	性別による固定的な役割分担意識にとらわれない人の割合(市民意識調査)*1	58.3%	80%
2	男女共同参画に関するイベントへの参加者数	—	200人

*1参考値(現状値) 国:59.8%(令和元年度男女共同参画社会に関する世論調査)
滋賀県:59.5%(令和元年度男女共同参画社会づくりに向けた県民意識調査)

重要課題Ⅰ 男女共同参画に関する学習機会の充実

施策の方向①

生涯学習・社会教育における男女共同参画の推進

生涯学習・社会教育において、自立の意識を育み、一人ひとりの個性や能力を尊重して男女平等や相互理解を推進するとともに、性別役割分担意識や男性らしさ・女性らしさ等のステレオタイプ※な考え方に関する無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消をめざします。

また、市民意識調査結果では、年代ごとに平等感の意識に違いがみられるため、各年代に応じた人権・男女共同参画に関する学習内容を検討する必要があります。また、学習機会の提供方法についても、時間や場所を選ばないオンライン形式での開催等、各年代に応じた効果的な開催方法を検討します。

施策・事業		施策の内容	担当課
1	学習機会の提供・充実	男女共同参画に関しての理解や、性別に関するステレオタイプな考え方の解消に向けて男女共同参画に関するイベントや、住みよいまちづくり推進講座の開催など、学習機会を提供します。 また、各年代に応じた学習内容やオンラインの活用など、開催方法について検討します。	人権・市民生活課 生涯学習課
2	教育・学習の場に参加できるようにするための環境の整備	働く男女や子育て中の親などを含めて、あらゆる人が生涯学習や社会教育の場に参加しやすいように、開催日程や開催方法（オンラインの活用を含む）、会場、一時保育実施などの配慮や工夫をします。	全課

重要課題2 男女共同参画を推進するための広報・啓発活動

施策の方向①

男女共同参画のための広報・啓発活動の推進

男女共同参画に関する市民の理解を深めるため、「男女共同参画週間」や各種イベント等の様々な機会や、広報紙、ホームページ、パンフレット、ケーブルテレビ、SNSなど多様な媒体を通して、啓発・広報活動を推進します。また、滋賀県の情報や事業所向けの情報なども提供できるよう、幅広く情報収集に努めます。

また、近年の急速な情報通信技術の進展により、日々多くの情報が発信される中、人権問題や男女共同参画の観点からも、メディア・リテラシー※の向上が非常に重要です。本市においても、性別の固定観念にとらわれない、多様なイメージを社会に浸透させるため、市の刊行物をはじめとする多様な広報媒体において、男女平等及び人権尊重の視点に立った表現の推進に努めるとともに、社会教育や学校教育においてメディア・リテラシーの育成・向上を図ります。

施策・事業		施策の内容	担当課
3	男女平等意識を高めるための啓発活動や広報、情報提供の積極的な展開	広報紙やパンフレット、SNS等の多様な媒体やイベントを通じ、市民や事業者に向けて、市の男女共同参画に関する取組や男女共同参画推進について啓発します。	秘書広報課 人権・市民生活課
4	男女共同参画に関する調査・研究・情報収集	男女共同参画に関する政策事例等について資料や情報を収集、研究するとともに、市民や事業者が活用できるように情報提供を行います。 また、市民意識や実態を把握するため、計画改定時には市民意識調査を実施し、計画の見直しや施策の推進に活用します。 併せて、市民が担う男女共同参画推進員の研修会において、推進員への情報提供を行い、各自治会での男女共同参画推進を支援します。	人権・市民生活課
5	市の刊行物等の男女平等の視点に立った表現の推進	市の刊行物の内容や表現が男女の固定的な性別役割分担意識や性差別を助長することのないように、点検します。	秘書広報課 全課
6	メディア・リテラシーの向上	社会教育や学校教育などを通じて、メディアによる情報を主体的に読み解き、活用できる能力の向上をめざします。また、インターネットやSNSの正しい使い方や実際のトラブル事例等についても啓発する講座等を開催し、人権意識の向上につながるよう努めます。 関係機関や青少年育成市民会議などの団体と連携して、有害図書・ビデオ・ビラ等の氾濫を防止するための啓発・広報を進めます。	学校教育課 生涯学習課 人権・市民生活課

施策の方向②

家庭・地域における男女共同参画のための意識啓発

市民意識調査結果をみると、家庭生活における役割分担は主に女性が担っている一方で、自治会・町内会活動等の地域活動については主に男性が担っている結果となっており、家庭・地域における参画には性別による偏りがみられます。ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、女性だけでなく、男性も含めた働き方の見直しや、子育て・介護等において男女が公平な立場で参画し、共に協力し合う関係の構築に向けた意識啓発を行います。また、人生100年時代の到来を見据え、キャリア選択の学び直しなど、あらゆる人が充実した人生を送るための支援を行います。

施策・事業		施策の内容	担当課
7	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた意識啓発	家庭や地域、職場それぞれの分野において、ワーク・ライフ・バランスの重要性を認識できるよう、パンフレットやチラシ、ホームページ、SNS等による啓発を行います。 また、キャリア形成や仕事と子育ての両立に関する市民向けのセミナー、先進的な取組をしている企業事例の紹介を目的とする事業者向けのセミナー等を実施します。	人権・市民生活課 商工労政課
8	家族が協力して家庭生活を営むための意識啓発と学習機会の提供	「男は仕事、女は家事・育児・介護」といった固定的な性別役割分担意識を解消し、家庭生活を男女が共に担う意識啓発や学習機会の提供に努めます。 また、「子育てフェスタ」等、家族で参加できる講座の実施やPTA等と連携した情報発信等を行います。	人権・市民生活課 生涯学習課 学校教育課 子ども支援課
9	男女による地域参画の意識啓発	男女に関わらず、一人ひとりが地域を支える一員であることの自覚を促し、市民の活動や交流を男女が対等な立場で共に支えるという意識啓発を進めます。 また女性の役員への参画促進や、地域活動への参加促進の工夫など、女性の参画に関する好事例の紹介等を行います。	人権・市民生活課 生涯学習課
10	男女による介護参画の意識啓発	介護に関する講座等を開催し、介護は、男女が共に担うという意識啓発を進めます。	生涯学習課

重要課題3 保育・教育の場における男女共同参画への配慮

施策の方向①

学校等における男女共同参画教育の充実

子どもの成長発達過程において、適切な男女平等教育や人権の尊重についての教育を行います。固定的な性別による偏った考え方や思い込みにとらわれず、様々な生き方を認め合い、かつ、主体的に選択できるよう、乳幼児期からの教育と指導により、柔軟で差別意識のない共生社会における男女共同参画教育を充実します。

施策・事業		施策の内容	担当課
11	発達段階に応じた学習指導の充実	乳幼児期から発達段階に応じて、体系的に男女平等と男女の人権の尊重や多様な性についての教育を推進します。 学校等での教科指導、生活指導、進路指導など学校教育全体を通じて、男女共同参画の重要性をはじめ、様々な働き方・学び方・生き方を認め合い、かつ、主体的に選択できるよう、啓発を行います。	幼児課 学校教育課
12	副読本の活用	県等が発行する副読本等を活用し、男女共同参画推進にかかる教育の充実を図ります。	学校教育課
13	性の多様性に配慮した環境の整備	教育の場においても、性の多様性に配慮した環境整備に努めます。	学校教育課 幼児課

施策の方向②

保護者に対する男女共同参画推進の働きかけ

子どもだけでなく、保護者においても、性別におけるステレオタイプな考え方やアンコンシャス・バイアスを認知・理解し、子どもの多様な生き方の支持につなげていけるよう、懇談会や講演会などを通じて、人権や男女共同参画の考え方を啓発します。

施策・事業		施策の内容	担当課
14	保護者への意識啓発	男女平等と男女の人権の尊重について、懇談会や講演会などの学習する場・意見交換する場を設置するとともに、PTA等を通じて情報提供を行います。また、積極的に参加してもらえよう、内容を検討します。	幼児課 学校教育課 生涯学習課

重要課題4 多様な価値観や生き方の理解促進

施策の方向①

人権を尊重する社会づくりのための意識啓発

LGBT等の性的指向や性自認に関わること、高齢であること、障がいがあること等による偏見や差別をなくし、多様な価値観や生き方を認め合える社会をめざして、意識啓発・教育活動を推進します。

施策・事業		施策の内容	担当課
15	多様な性のあり方の尊重	全ての人が基本的人権を尊重されるべきという観点から、性的少数者であることを理由にその権利が侵害されることがなく、性の多様性を認め合える社会づくりのために広報、学習機会の提供を充実します。 また、自らの性的指向や性自認を大切にし、他者の性も尊重できるように、小・中学校での教育活動を進めます。	学校教育課
16	性的指向や性自認に関する相談支援の充実	性的指向や性自認について、悩みを抱える人を対象とした、相談窓口の紹介等の支援を行います。	人権・市民生活課
17	高齢者、障がい者等の 人権の尊重	一人ひとりが社会の構成員として、社会とのつながりを持ちながら充実した生活を送れるよう支援するとともに、幅広い年代層への研修会・講演会等を実施し、高齢者・障がい者への理解を促進します。 また、認知症等による判断能力が低下した人の権利擁護のため、成年後見制度の積極的な活用に努めます。	障がい福祉課 長寿福祉課

施策の方向②

国際的な取組との協調

外国人であることを理由とした偏見・差別等の解消に向け、異文化への理解を促進し、人権意識を育てるなど学習機会を充実します。加えて、言語・文化等の違いによる孤立等を解消するための支援も充実させます。また、SDGsをはじめとする世界的な男女共同参画の潮流を把握し、本市の施策等にも反映します。

施策・事業		施策の内容	担当課
18	異文化理解や国際的な 人権感覚の育成	各学区への国際理解を深めるための講座等の学習機会の拡充や、市民や市民活動団体が行う男女共同参画に関する国際交流活動や国際協力を支援します。また、新たに転入等をした外国人住民に対する、各交流事業への参加促進に努めます。	まちづくり協働課

基本目標Ⅱ 誰もが個性と能力を発揮し活躍できる環境づくり

現状と課題

近年、女性活躍推進に向け様々な取組が進められていますが、市民意識調査結果をみると、日常の家庭生活における主な役割分担では、家事・育児・介護等の全ての項目で、現状、主に女性が負担している状況となっています。また、女性の社会参画のための必要な条件が「十分に整っていない」と回答している人が6割以上となっています。

性別に関わらず、あらゆる人が暮らしやすい社会を実現するために、様々な分野における男女共同参画をさらに拡大していくことが重要です。政策・方針決定の場における女性の登用の推進やワーク・ライフ・バランスの実現に向けて取組を一層推進していくことが求められます。

重要課題

誰もが個性と能力を発揮し活躍できる環境づくりに関する取組として、下記を重要課題として施策を進めます。

重要課題1 政策・方針決定の場への女性の参画の拡大

重要課題2 働く場での男女共同参画の推進

目標値

指標		基準値(令和2年度)	目標値(令和12年度)
1	審議会等における女性委員の割合が40～60%である審議会等の割合	26.7%	50%
2	ワーク・ライフ・バランス推進企業登録数(近江八幡市企業登録数)	33 事業所	70 事業所
3	25～44歳までの女性の労働力率(国勢調査)*2	—	73%
4	職場で男女の地位が平等と考える市民の割合(市民意識調査)*3	30.6%	50%
5	女性が1人もいない審議会	8 件	0 件

*2参考値(現状値) 国:75.6%(平成27年国勢調査)

滋賀県:73.7%(平成27年国勢調査)

*3参考値(現状値) 国:30.7%(令和元年度男女共同参画社会に関する世論調査)

滋賀県:27.2%(令和元年度男女共同参画社会づくりに向けた県民意識調査)

重要課題Ⅰ 政策・方針決定の場への女性の参画の拡大

施策の方向①

審議会等への女性の登用

あらゆる分野において、男女が共に参画することは、豊かで活力ある持続可能な社会に寄与することから、性別や配属、肩書きなどにとらわれず、積極的に幅広い人材の採用・登用に努めます。

施策・事業		施策の内容	担当課
19	審議会等の女性委員の積極的登用の促進	審議会等への女性の積極的な参画を進めるため、推薦団体への女性推薦の協力要請や市民公募制の活用促進を行います。	人権・市民生活課 全課

施策の方向②

企業や各種団体などの政策・方針決定の場への女性の参画促進

豊かで活力ある持続可能な社会の実現に向けて、企業・各種団体に対する女性の参画拡大を促進するための広報・啓発活動を実施します。また、依然として本市における自治会の女性の参画人数が少ないことから、自治会において男女共同参画への理解を深めるための研修等を実施します。

施策・事業		施策の内容	担当課
20	事業所に対する積極的改善措置（ポジティブ・アクション）に関する情報提供と啓発	誰もが働きやすい社会の実現に向け、オンラインの活用をはじめとした仕事と家庭生活の両立をふまえた働き方や、女性の登用を図るための積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の必要性について、講演会・セミナー（オンライン含む）等を通じて、事業所や、その事業主などのトップ層への啓発に努めます。	商工労政課
21	各種団体等の方針決定の場への女性の参画促進に向けた働きかけ	各種団体や地域活動団体等において、方針決定の場への女性参画が進むよう、関係機関と連携を図りながら、固定的な性別役割分担意識の解消や女性登用について働きかけます。 また、自治会に設置している男女共同参画推進員による研修会を実施し、女性参画の重要性について理解を促進します。	まちづくり協働課 人権・市民生活課

重要課題2 働く場での男女共同参画の推進

施策の方向①

多様な生き方や能力を発揮するための支援

性別に関係なく、全ての人が生き生きと働くことができる環境づくりに向けて、一人ひとりの能力を生かした仕事や人事制度を構築するダイバーシティ・マネジメント※の考えに基づき、権限移譲（エンパワーメント）※、就業条件、雇用環境の適正化の整備を推進し、また、セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント※だけでなく、育児休業を取得する男性に対して嫌がらせを行うパタニティ・ハラスメント※等を含め、様々なハラスメントの防止に向けた啓発活動を進めます。

施策・事業		施策の内容	担当課
22	労働に関する法制度等の周知	女性労働者が男性労働者と均等な雇用機会と待遇の平等を保障され、個人としての能力が発揮できるよう、事業主、人事労務担当者、労働者に対して「改正男女雇用機会均等法」、「労働基準法」などの法律の一層の周知を図ります。 パートタイム労働者や派遣就業者の処遇と労働条件の向上のため、「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」や人材派遣に関わる法律、指針の周知を図ります。 また、在宅で働く人の権利が守られるよう、「在宅ワークの適正な実施のためのガイドライン」の周知を図ります。	商工労政課
23	働く場での意識改革の推進	商工会議所・商工会との連携や、「企業内人権問題研修窓口担当者設置事業所」への情報提供の機会などを活用して、働く場での男女平等を進めるため、あらゆる機会を通じて啓発に努めます。	商工労政課
24	様々なハラスメント防止に対する取組の充実	関係機関と連携しながら、研修会をはじめ、あらゆる機会を通じて様々なハラスメント防止に向けた啓発に努めます。 また、ハラスメントに関する相談担当者の設置について事業所等に働きかけるとともに、県及び市などの公共機関の相談窓口について市民への周知を図ります。	商工労政課 人権・市民生活課
25	「農山漁村女性の日」（3月10日）の活動を通じての社会的機運の醸成	農山漁村女性が農林水産業の重要な担い手であることを正しく認識し、適正な評価への社会的機運を高め、農山漁村女性の社会参画を支援します。	農業振興課

26	女性の経済的地位の向上と就業条件・環境の整備	農林水産業や商工自営業等に従事する女性が持てる能力を十分に発揮でき、男性と対等に経営や地域づくりに参画できるよう、就業環境や就業条件の改善を図るための情報提供や啓発を進めます。	農業振興課 商工労政課
----	------------------------	--	----------------

施策の方向②

女性の就労支援、女性の管理職登用に向けた事業所への啓発

働きたい女性が個々の希望やライフスタイルに応じた就労を実現できるよう、就労に関する各種情報の提供を行うとともに、女性の就労に関する様々な支援をワンストップで行う「滋賀マザーズジョブステーション」（滋賀県立男女共同参画センター内）等との連携を強化します。また、働きたい女性のエンパワーメントを目的にキャリアカウンセリング[※]等の相談事業を実施するとともに情報提供に努め、職場において管理職や役員として能力の発揮ができるよう事業所に対し積極的に働きかけます。

施策・事業		施策の内容	担当課
27	女性の就労に関する様々な情報提供	滋賀マザーズジョブステーションやハローワーク等の関係機関との連携を強化し、女性のための就労に関する情報提供を行います。また、起業や創業の支援に向けては、コミュニティビジネス [※] やNPO [※] 設立、SOHO [※] に関する研修会等の情報提供や相談を実施します。 また、周知にあたり、定期的な行政番組や自治会の回覧での広報等、多様な媒体の活用に努めます。	商工労政課
28	キャリアカウンセリング等の相談事業	様々なライフステージにいる各々の女性のケースに応じて、専門のキャリアコンサルタントによるキャリアプランの作成助言や労働に関する悩みの相談を行うキャリアカウンセリングを実施します。また、周知にあたり、定期的な行政番組等での広報に努めます。	商工労政課
29	女性の管理職登用の推進	管理職として経験や能力が十分に発揮できるよう資質向上のための学習の場の提供を積極的に行うよう事業所に働きかけるとともに、女性活躍に関する事例紹介等を行う講演会・セミナー等を実施します。	商工労政課

施策の方向③

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた職場環境づくり

男女が共に仕事と生活の調和を図れるよう、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた就労環境づくりを促進します。育児・介護のための制度や規定の導入をより一層推進し、心身の健康を保つため過労を防止し、ライフステージに見合った多様な働き方が選択できるように、事業所等に対して普及と啓発を行います。また、テレワークの導入やオンラインの活用等、多様で柔軟な働き方に向けた啓発、支援を行います。

施策・事業		施策の内容	担当課
30	育児・介護のための休業取得の男女平等の推進	事業所に対し、「育児・介護休業法」の周知を図るとともに、女性だけでなく男性においても育児・介護休業の取得率を高めるため、チラシ・パンフレット等で啓発を行います。 併せて、取得後、復帰しやすい職場環境づくりに努めるよう働きかけ、「両立支援等助成金」などの情報提供を通じて支援します。 また、取得等を理由に解雇や不利益な扱いが行われないよう、「改正男女雇用機会均等法」の周知を図ります。	商工労政課
31	過労働の防止	「過労死等の防止のための対策に関する大綱」をふまえ、事業所に対し、働く男女が仕事と家庭やその他の生活を調和させ、希望する生き方ができるよう、労働時間や年次有給休暇の取得だけでなく、特別休暇、メンタルヘルス対策、育児・介護支援といったワーク・ライフ・バランス推進の取組についても啓発します。	商工労政課
32	多様な就業ニーズへの対応	短時間勤務制度やフレックスタイム制など、多様な働き方に関する情報提供を行い、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発に努めます。	商工労政課
33	テレワークの活用促進に向けた啓発	仕事と生活の両立を進める手法の1つとして、テレワーク導入促進の啓発に努めます。	商工労政課

施策の方向④**女性の創業に向けた支援**

女性の活躍推進に向けた支援体制を整備するため、創業を志す女性に向けた講座や交流の場、ロールモデルの情報提供などを行います。

施策・事業		施策の内容	担当課
34	創業に向けた講座や交流の場の充実	創業しようとする女性に対し、関係機関と連携を図りながら学習の場や創業に関する情報、ロールモデルについての情報提供を行います。	商工労政課

基本目標Ⅲ 誰もが安心して暮らせる仕組みづくり

現状と課題

市民意識調査結果をみると、配偶者・パートナー・恋人などからの「相手から何を言われても無視し続ける」、「交友関係や携帯電話を細かく監視する」等の精神的な暴力について、暴力であるという認識が低い状況となっています。また、配偶者等からの暴力やセクシュアル・ハラスメントを受けたり、見聞きした際に、「支援を求めることができなかった」という回答が最も高くなっています。

加えて、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、精神的な暴力も含め、家庭内の暴力増加が懸念されており、非常時においても機能する相談支援手法の確立が課題です。

SNSなどの新たなコミュニケーションツールの広がりに伴う言葉の暴力等、多様化する暴力の形態について、重大な人権侵害であるという認識を共有し、暴力根絶に向けた基盤づくりの強化を図る必要があります。

重要課題

誰もが安心して暮らせる仕組みづくりに関する取組として、下記を重要課題として施策を進めます。

重要課題1 あらゆる暴力を許さない社会づくりの推進

重要課題2 男女共同参画に関する相談・支援体制の整備

目標値

指標		基準値(令和2年度)	目標値(令和12年度)
1	「デートDV(用語)」の認知度 (市民意識調査)*4	35.2%	70%
2	男女間の暴力に関する相談先をひとつも知らない人の割合(市民意識調査)	10.5%	0%

*4参考値(現状値) 滋賀県:44.7%('内容まで知っている'の回答割合)
(令和元年度男女共同参画社会づくりに向けた県民意識調査)

重要課題Ⅰ あらゆる暴力を許さない社会づくりの推進

施策の方向①

暴力及びハラスメントを許さない社会意識の醸成

あらゆる形態の暴力やハラスメントを許さない社会づくりに向けた啓発活動を推進します。配偶者等からの暴力をはじめ、性犯罪や虐待等の防止のため、個人や家庭の問題として見過ごされないよう、学校や企業等を対象とした啓発や学習機会を提供します。女性、子ども、高齢者、障がい者、性的指向・性自認等に対する差別や暴力、ハラスメントの実態や問題点を啓発し、未然に防止するとともに、あらゆる犯罪防止に向け、警察と連携した取組を図ります。

施策・事業		施策の内容	担当課
35	暴力及びハラスメントを許さない社会づくりに向けた啓発	女性、子ども、高齢者、障がい者、性的指向・性自認などに対する差別や暴力、様々なハラスメントは、重大な人権侵害であることや、暴力が起こる社会的背景についての理解が深められるよう、啓発活動を進めます。 また、精神的・経済的な暴力やデートDVなど様々な暴力の形態について、周知に努めます。	人権・市民生活課 子ども支援課 学校教育課
36	性犯罪、虐待防止のための啓発、学習機会の提供	あらゆる暴力のない社会をめざして、痴漢をはじめとする性犯罪、売買春、ストーカー行為、配偶者等からの暴力や低年齢者に対する虐待、高齢者に対する虐待、障がい者に対する虐待などの実態や問題点についての講演会や学習機会の提供に努めます。 また、若年層を対象としたいわゆるアダルトビデオ出演強要問題や「JKビジネス」問題※等について、早期から危機意識を持てるよう、若年層向けの研修方法を検討します。	健康推進課 子ども支援課 人権・市民生活課 長寿福祉課 障がい福祉課
37	犯罪防止に向けた情報提供の充実	警察と連携した「近江八幡タウンメール」での不審者情報の発信など、犯罪防止に向けた情報提供の充実を図ります。 また、多くの方に利用してもらえるよう、他課と連携し、利用者の増加に努めます。	人権・市民生活課

施策の方向②

暴力及びハラスメント根絶のための対策及び被害者への支援

暴力やハラスメント等の被害にあった際に、迅速かつ適切な支援を行えるよう、相談機関、支援機関の広報・啓発活動に努めます。また、暴力やハラスメント等の被害者が、さらなる被害に遭うことのないように、被害状況に配慮しながら、自立生活の回復に向けた相談や支援を行います。

また、被害者が自身の状態や不安について、相談しやすい体制づくりの構築に向け、県や警察、関連する諸機関とのネットワークづくりを進め、総合的な支援体制の整備に努めます。併せて、新型コロナウイルス感染症をはじめとした非常時においても相談できる手法を検討します。

施策・事業		施策の内容	担当課
38	暴力及びハラスメントに関する相談先の広報・啓発	多様な媒体を活用し、暴力やハラスメント等の被害にあった際の相談窓口について、周知に努めます。	人権・市民生活課
39	暴力及びハラスメント被害者に対する相談、支援体制の充実	被害者の心身の状況に十分に配慮し、回復するための支援を進めるとともに、被害者がさらなる被害（二次被害）に遭うことのないよう、相談しやすい体制の整備を図ります。 また、被害者に対して支援を行う機関やグループの情報を収集し、提供します。	人権・市民生活課 子ども支援課
40	配偶者等からの暴力及びハラスメント等被害者に対する相談、支援体制の充実	県や警察、病院、関係諸機関等と連携した支援ネットワークづくりを進め、相談、一時緊急保護などトータルな支援体制の整備に努めます。	子ども支援課
41	新たな相談手法の検討	非常時においても、暴力・ハラスメントに関する相談ができるよう、電話相談やメール、SNS等を活用した相談手法を検討します。	子ども支援課 人権・市民生活課

重要課題2 男女共同参画に関する相談・支援体制の整備

施策の方向①

各種相談体制の整備・充実

各種の相談が必要な市民の属性を想定し、窓口や体制を整備するとともに、専門分野の担当や相談員、機関からの相談が受けられるよう、連携を強化し包括的な支援体制を構築します。本市の分野別関連計画とも併せて、子どもやその保護者、高齢者、障がい者、外国人等、誰もが相談しやすい体制づくりを強化し、対応についても充実します。

施策・事業		施策の内容	担当課
42	子育てに関する相談体制の充実	「子ども・子育て支援事業計画」に基づいて、育児不安等の軽減を図るため、利用者支援事業、教育相談室等、身近な場で相談や情報が得られるよう支援します。複雑化・複合化した相談内容については、関係各課との連携により、包括的な支援を実施します。	子ども支援課 健康推進課 学校教育課
43	高齢者に関する相談体制の充実	相談体制の強化に向け、全ての職員が基本的な相談内容に対応できるよう研修を行うとともに、地域包括支援センターとの連携を強化します。 また、専門的な相談に対応できるよう窓口相談の専門職員の配置に努めます。	長寿福祉課 介護保険課 保険年金課
44	障がい者に関する相談体制の充実	経済的問題や生活問題、心配ごと、様々なハラスメントに関して、相談しやすい体制を充実し、障がい者本人だけでなく、家族に対しても支援します。 また、様々な相談に対応できるよう、性別に偏らない相談員の配置に努めます。	障がい福祉課
45	外国人住民に関する相談体制の充実	外国人住民への多言語での情報提供及び日常の悩みや暴力に関する相談窓口を充実します。 また、窓口等におけるやさしい日本語の普及や、通訳・自動翻訳機による多言語への対応に努めます。	まちづくり協働課

施策の方向②

多様な性の尊重と生涯にわたる健康支援

男女共同参画の観点から、一人ひとりの市民の生命の尊厳を守るため、多様な性と生殖に関する健康意識を啓発します。生涯にわたる健康支援に向け、正しい知識を学習する機会を提供するとともに、性差やライフステージに応じた啓発や健康管理の実践を推進します。

施策・事業		施策の内容	担当課
46	多様な性に関する学習 機会の充実	男女が共に心と身体の健康について正しい知識を身につけるため、多様な性と生殖に関する健康についての学習機会の充実を図ります。また、命の大切さを学ぶ機会を提供します。 学校においては、外部講師による指導だけでなく、教員が主体的に授業を展開できるように、指導計画の見直しを行います。	健康推進課 学校教育課
47	年齢に応じた健康に対する 啓発	思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期など、それぞれの時期に応じた疾病などについて健康診査や相談を充実するとともに、健康、体力づくりの啓発と事業を通して自己管理意識を高めていきます。併せて、心の健康問題や生活習慣病予防への対策を充実します。 また、あらゆる人がスポーツに親しむ環境づくりなど、スポーツ活動の推進に努めます。	健康推進課 総合医療センター 学校教育課 スポーツ推進課

基本目標Ⅳ 共に担い支えあう家庭・地域づくり

現状と課題

市民意識調査結果をみると、家事・子育て・介護などでは主に女性が担っている一方で、自治会・町内会の会合などの地域活動ではおおむね男性が担うことが多い状況です。地域活動に女性リーダーが少ない理由としては、「これまでの慣習やしきたりで、リーダーには男性が就任してきたから」、「女性は責任のある役を引き受けたがらないから」、「女性は家事や仕事で忙しいから」といった回答が多くなっています。

他方では、新型コロナウイルス感染症の影響により、テレワーク導入やオンライン活用といった働き方の見直しが行われているとともに、地方移住への関心も高まっています。こうした意識と行動の変化をふまえ、地方との関わりを希望する女性の受け入れなど、多様な生き方を支えるための環境整備が重要です。

ワーク・ライフ・バランスの実現や活力ある地域社会の構築のために、家庭・地域における男女共同参画は重要です。男女がともに公平な立場で参画できる家庭・地域づくりに向けた取組を一層推進する必要があります。

重要課題

共に担い支えあう家庭・地域づくりに関する取組として、下記を重要課題として施策を進めます。

重要課題1 子育て・介護に係る支援施策の充実

重要課題2 地域社会においてあらゆる人が活躍する場の拡大

重要課題3 防災分野での男女共同参画の推進

目標値

指標		基準値(令和2年度)	目標値(令和12年度)
1	女性の代表または副代表のいる自治会の割合	7.8%	15%
2	家庭生活での男女の地位が平等と考える市民の割合(市民意識調査)*5	42.3%	70%
3	地域社会での男女の地位が平等と考える市民の割合(市民意識調査)*6	30.8%	70%

*5参考値(現状値) 国:45.5%(令和元年度男女共同参画社会に関する世論調査)

滋賀県:36.3%(令和元年度男女共同参画社会づくりに向けた県民意識調査)

*6参考値(現状値) 国:46.5%(令和元年度男女共同参画社会に関する世論調査)

滋賀県:33.8%(令和元年度男女共同参画社会づくりに向けた県民意識調査)

重要課題Ⅰ 子育て・介護に係る支援施策の充実

施策の方向①

家庭での子育て支援

子育てについて、男女が共に産み育てられるような啓発と支援を行います。とくにプレママ、プレパパのための出産前レッスンの機会等を設け、男性の育児休業取得を含め、男女ともに子育てに前向きに取り組むための有効な情報提供や講習を実施します。さらに、子ども・子育て支援の観点からも、児童・生徒が乳幼児とのふれあい体験をもてるような機会を提供し、早期から子どもを産み育てることへの喜びや楽しみを感じられるよう啓発を進めます。また、ひとり親家庭に配慮した取組を推進し、経済的、精神的な負担感の軽減に向けて支援します。

施策・事業		施策の内容	担当課
48	男女の育児学習の推進	出産や育児に前向きに取り組めるよう、出産前からのレッスン教室の開催などを充実し、保護者が参加しやすい開催方法を検討します。 また、中学生の「幼児ふれあい体験」等を通じて、男女とも早い段階から乳幼児に接する機会を提供します。	健康推進課 学校教育課
49	ひとり親家庭への支援	経済的・精神的に負担の大きい母子・父子家庭などが生活基盤の安定を図り、仕事・子育てともに充実した生活を営むことができるよう相談支援体制を強化するとともに、児童扶養手当をはじめとした経済的支援の確実な実施に努めます。	子ども支援課

施策の方向②

地域ぐるみの子育て支援

仕事と家庭生活を両立しながら、男女が共に子育てに前向きに取り組めるよう、子育て支援サービスの充実や、地域における身近な保護者の交流の場の確保に努めます。また、子育て援助のニーズに対応できるような体制の構築にも努めます。

施策・事業		施策の内容	担当課
50	多様な子育て支援サービスの充実、体制の整備	「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、居宅サービスや保育サービスの充実を図り、子育ての援助を受けたい人のニーズに対応できる体制の構築に努めます。 また、育児の援助を「行いたい人（提供会員）」と「受けたい人（依頼会員）」の調整を行う、ファミリー・サポート・センター事業の新規会員確保に向けた広報に努め、多様なネットワークを拡充できるよう支援します。	子ども支援課 幼児課 全課
51	保護者の交流の場の提供	地域の身近な場所において保護者の交流の場を設け、情報交換、地域での支え合いを促進し、子育ての不安解消に繋がられるよう支援します。 また、新規利用者を増やすために、ホームページ、SNS等を使った多様な媒体での広報に努めます。	子ども支援課

施策の方向③

介護負担を軽減する支援

介護者が介護により希望する生き方を諦めるのではなく、両立していけるよう、介護者支援や介護サービスの充実を図り、介護の負担軽減に努めます。また、核家族化の進行等の社会環境の変化による、地域でのつながりの希薄化が課題となっています。地域で介護者が孤立しないよう、情報交換の機会づくり等、つながりの場の提供に努めます。

施策・事業		施策の内容	担当課
52	介護サービスの充実と情報提供	「第8期近江八幡市総合介護計画」に基づいて、高齢者の身体的特徴や社会的状況に配慮した介護予防、介護サービスの充実を図ります。 また、介護保険制度や介護保険サービスについての理解促進に向けた情報提供を行います。	介護保険課
53	介護者支援の充実	介護者等が悩みや困ったことを相談し、助け合うことができる交流の場を確保し、充実させていくことで、介護を行う家族の孤立を防ぎ、精神的な支えと休息する機会を提供します。 また、介護者支援に取り組む団体等の活動情報を介護者へ提供するなど、介護者支援の充実を図ります。 交流の場などへの参加者を増やすため、介護者のニーズを把握しながら、より良い介護者支援・つながり構築に向けて取り組みます。	長寿福祉課

重要課題2 地域社会においてあらゆる人が活躍する場の拡大

施策の方向①

男女共同参画で取り組む地域活動の推進と支援

複雑化・複合化する地域課題に対応していくためには、男女が共に公平な立場で地域活動に参画することが重要です。性別・年齢といった属性にとらわれず、方針決定の場等へ多様な人材が参画できるよう啓発を進めます。また、実践的な活動を支援するため、制度や慣行の見直しを促し、自治会等の運営に関する情報提供や相談支援を行い、対等な機会づくりに向けた取組を図ります。

施策・事業		施策の内容	担当課
54	男女が共に担う地域活動の推進	講座等を開催し、男女に関わらず一人ひとりが地域を支える一員であり、多様な人材の参画が地域社会の発展につながることへの理解促進を図るとともに、市民の活動や交流を男女が対等な立場で共に支えるという意識啓発を進めます。	人権・市民生活課 生涯学習課
55	男女共同参画推進員の設置による地域活動の推進	自治会ごとに地域の男女共同参画の推進リーダーである「男女共同参画推進員」を設置し、推進員を通じて、自治会など地域活動の場における性別に基づく不合理な慣行、慣習等を見直し、方針決定の場において女性の意見が反映できる仕組みづくりを進めます。 また、推進員研修会等を活用し、推進員の資質の向上に努めるとともに、推進員同士の交流の場や取組発表の場を提供し、地域活動の活性化につなげます。	人権・市民生活課
56	女性リーダーの育成支援	地域活動において、役職を受けることについての不安を取り除き、方針決定の場への女性参画を促進するために、養成講座の実施を検討するなど、女性リーダーの育成支援に努めます。	人権・市民生活課
57	市民活動団体の活動支援	様々な市民活動に男女が共に参加し、共に学び、楽しむための機会（オンラインを含む）の提供を進め、男女共同参画による運営を支援します。 また、男女共同参画に関する問題に取り組んでいる団体やグループ、NPOの活動が活性化できるように、組織運営などに関する情報提供や相談、補助金交付などの支援を行います。	まちづくり協働課 障がい福祉課 長寿福祉課
58	高齢者の地域活動への参画支援	高齢者が生きがいを持って住み慣れた地域で暮らしていけるよう、高齢者の閉じこもり予防や社会参画に向けた環境整備を行います。	長寿福祉課

施策の方向②**まちを守り、育てる諸活動における男女共同参画の推進**

性別・年齢といった属性に関わらず、あらゆる人が地域を守る意識をもち、自発的に取組を実施してもらえるよう、環境美化等に関する意識啓発を進めます。

施策・事業		施策の内容	担当課
59	男女共同参画による環境への取組	「近江八幡市環境基本計画」に基づいた取組を、男女が協力して実践できるよう市民活動団体や市民への支援を進めます。	環境課

重要課題3 防災分野での男女共同参画の推進**施策の方向①****男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の推進**

災害に強いまちづくりに向けて、「自らの命は自らが守る」という防災の原点に立ち、自分たちのまちは自分たちで守るという意識を醸成しつつ、男女共同参画の視点も取り入れた安全なまちづくりの推進に努めます。

施策・事業		施策の内容	担当課
60	男女共同参画で取り組む災害に強いまちづくりの推進	「近江八幡市地域防災計画」に基づいて、男女のニーズの違いや男女双方の視点に配慮したうえで、的確な防災活動が実施できるよう啓発・育成に努めます。また、地域住民が自ら行う防災活動を組織化し、組織化にあたっては、男女共同参画の視点から女性の参画を推奨するなど、災害に強いまちづくりの推進に努めます。	危機管理課 人権・市民生活課
61	要配慮者への支援体制の確立	地域に住む高齢者や障がい者、妊婦、乳幼児、外国人など、特に支援を要する要配慮者を把握し、支援体制を整備します。また、地域と連携して支援体制を強化できるよう、地域住民への理解促進に努めます。	福祉政策課 子ども支援課 危機管理課

第5章 推進体制

計画推進のための基盤の強化・充実

行政は男女共同参画を推進し、実効ある成果を達成するために、庁内の推進体制を整備し、強化していくとともに、市民と行政、関連団体、企業との協働を推進します。さらに中長期にわたる取組の成果を把握するためにも、定期的な進捗管理に基づく評価と検証を行います。

行政は地域経営の立場から、市民、事業者に対する説明責任を担っています。そのため、庁内からの改革を進め、市民や地域社会と連携した体制づくりのもと、本計画を推進します。

現状と課題

2020 プランに基づき、庁内における女性職員比率の向上や、職員及び保育・教育機関における研修会開催による男女共同参画意識、人権意識の向上に向けて取組を進めてきました。一方、幼保職における男性職員数は未だ少数であること、勤務時間外の仕事など一部の業務で男女の隔たりがあるといった課題がみられます。

性別による職務の固定化の一層の解消、研修等による男女共同参画への理解促進に向けた取組を今後も継続して実施していくことが求められます。

重要課題

計画の推進体制に関する取組として、下記を重要課題として施策を進めていきます。

重要課題1 庁内推進体制の整備、強化

重要課題2 計画の進捗管理及び評価

重要課題3 市民、関係団体との協働

重要課題Ⅰ 庁内推進体制の整備、強化

施策の方向①

職員配置での男女共同参画の推進

庁内における女性管理職登用を拡大するとともに、そのための環境整備を推進します。男女が共に固定的な役割分担意識にとらわれることのないよう、公正な人事を遂行します。職位の予備保育者や教職員についても、性差でなく個体差でみた配置や職務分掌の実現をめざします。

施策・事業		施策の内容	担当課
62	市管理職への女性の登用を推進するための環境整備	より広い視点に立って多様な市民サービスを提供するため、女性職員の能力を活かすとともに、採用試験の女性受験者の拡大及び性差のない人材の確保・活用を図ります。 また、女性職員が多様な経験を積むことができる人事配置や職務分担に努めます。 併せて、出産・育児・介護等の状況下にあっても、家庭と仕事との両立ができるよう、取組を進めます。	総務課
63	保育所・幼稚園・学校等の運営における男女共同参画の推進	管理職の性別に偏りがなく、また、教職員等の校務分担が性別によって固定的にならない人事配置や職務分担に努めます。	総務課 幼児課 学校教育課

施策の方向②

庁内組織の整備

男女共同参画を念頭においた人と組織の活性化に向け、庁内組織の整備を進めます。性別に関する意識改革を醸成し、ワーキンググループを活用して、全庁的な男女共同による人づくり、組織づくりを推進していきます。そのため、本計画を総合的に所管する担当部署は、庁内及び庁外においての調整を行いつつ、市民のための男女共同参画施策を推進します。

施策・事業		施策の内容	担当課
64	庁内推進本部と関係部署間の有機的な連携	庁内推進本部を充実するとともに、各担当部署との有機的な連携体制を整備し、全庁的、総合的に計画の推進を図ります。 庁内推進本部に設置しているワーキンググループ（プロジェクト委員会）を活用し、より働きやすい職場づくりの推進や、能力開発・人材育成にかかる職員の研修に努めます。	全課
65	男女共同参画を所管する担当部署と他部署との連携強化	担当部署を中心とし、男女共同参画施策を推進するとともに、他部署との連携を強化することで、多分野での男女共同参画の推進に努めます。	総務課

施策の方向③

計画推進のための人材育成

経営資源の重要要素である「人」を組織における財産として有効に活用します。男女共同参画の理念と基本目標のもとに、職員及び保育者や教職員研修等の実施により、施策や事業にかかる取組を実効的に推進できる体制づくりを進めます。

施策・事業		施策の内容	担当課
66	男女平等、男女共同参画についての職員研修の充実	職員の意識が計画の推進に大きく影響することから、「近江八幡市人材育成基本方針」に沿って新任研修、管理職研修、各職場での研修等、あらゆる研修の場において、男女共同参画についての職員研修を実施します。 また、男女共同参画に対する意識づけを行い、各施策の推進等の具体的な行動に移せるよう、職員に対してヒアリングや意識調査を実施します。	総務課 人権・市民生活課
67	男女平等、男女共同参画についての保育者や教職員等の研修の充実	保育者や教職員等は、保育所、幼稚園、認定こども園、小中学校等に通う子どもたちの社会的性別（ジェンダー）観に大きく影響を与えるという観点から、男女平等や性的指向・性自認等に関する正確な理解が深まるよう、担当者に対する研修を充実します。また、男女平等に関する教育の指導方法や副読本などの教材を活用し、指導力の向上を図ります。	幼児課 学校教育課 生涯学習課
68	庁内の各種相談員等に対する研修の充実	女性特有の困難や悩みに対して、柔軟に対応できるように、女性相談員等の資質向上を図るため、研修の充実を図るとともに、県等が実施する相談員研修の情報提供を行います。	人権・市民生活課

施策の方向④

国・県・他市町、関係機関との連携

計画の推進にあたり、国・県及び関係機関との連携を図るとともに、他市町との情報共有・交換に努め、連携を深めます。

施策・事業		施策の内容	担当課
69	国・県・他市町、関係機関との連携	国・県及び関係機関との連携に努めるとともに、他市町との情報交換などを行い、連携を深めます。	人権・市民生活課 全課

重要課題2 計画の進捗管理及び評価

施策の方向①

計画の進捗管理・評価体制の整備

計画の進捗管理と評価についての体制を整備します。施策や事業ごとの評価シートを活用し、計画初年度にできる限り数値目標を設定した上で、達成状況を年度ごとに整理し、その効果や効率について定期的に分析します。また、関連計画の進捗管理との整合性を保つため、情報共有に努め、作業の迅速化・効率化を図ります。

自らの仕事を批判的に見る目を養い、充実させるべきものを確認しつつ、終了すべきもの、新規事業として立ち上げるものも検討します。

また、時代の流れのなかで浮上してくる社会問題等についての研究を行い、解決に向けた対応を図ります。

施策・事業		施策の内容	担当課
70	計画の進行管理体制、評価システムの整備	本計画の進捗状況については、毎年報告書を作成し、公表します。 計画の確実な執行のため、各々事業に達成目標を設定し、その目標達成度の把握を行い、今後の取組について他課と検討します。把握した結果はその後の計画推進に役立てます。	人権・市民生活課
71	男女共同参画に関する計画の進捗状況の評価	男女共同参画審議会の機能を充実させ、定期的に本計画の進捗状況を審議・評価・検証し、審議の結果は公表します。 また、審議会での協議内容をふまえた施策の検討を行います。	人権・市民生活課
72	想定される問題事例研究	男女共同参画の視点に立った表現や他者への暴力などの想定される問題事例に対して、課題解決に向けた審議を行います。	人権・市民生活課

重要課題3 市民、関係団体との協働

施策の方向①

市民、関係団体との協働体制づくり

市民のために開かれた計画を推進していくため、上位計画である「市第1次総合計画」との整合性を図り、市民参画や市民協働に重点を置いた「男女共同参画計画」を市民とともに推進します。

そのため、市民や関係団体、企業、地域社会との関係づくりを強化し、市民が主体的に関われる男女共同参画の推進をめざします。

施策・事業		施策の内容	担当課
73	男女共同参画を推進する市民、NPO、NGOとの協働	本計画の実効的な推進のため、男女共同参画の推進に積極的な市民やNPO、NGO、市民団体等との連携を強化し、課題等の共有を行うことで市民や各種団体等との協働によるまちづくりを推進します。	まちづくり協働課

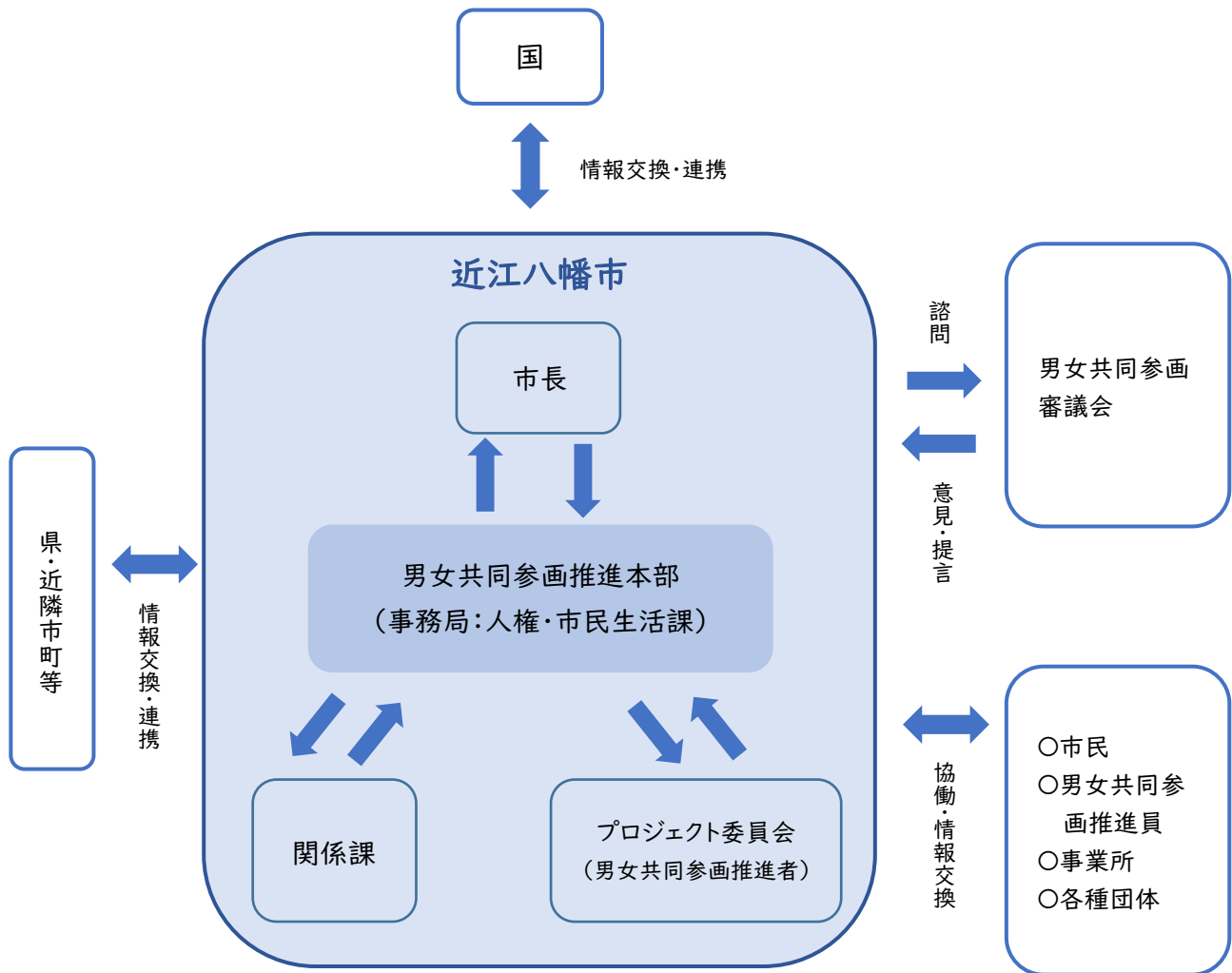
施策の方向②

市政への意見の反映

市民の意見を市政に反映していくにあたり、公聴の機会や場を拡大し、市民が参加できる様々な手法を検討します。パブリックコメントや円卓会議※、市民のためのフォーラムや講座の開催（オンライン活用も含む）、ワークショップへの参加協力等により、情報受発信型の体制づくりを推進します。

施策・事業		施策の内容	担当課
74	市政への男女の意見の反映	市政に市民意見を反映させるため、パブリックコメントや、ショッピングモール等の市民が利用しやすい会場での意見聴取の機会を広く設けます。 また、意見反映の方法としてオンライン活用も含む市民参加型のフォーラムや講座などを開催し、ワークショップ手法による提言の機会をつくるなど、市と市民や市民団体との意見交換の場を設けます。	まちづくり協働課 人権・市民生活課 全課

【計画の推進体制図】



資料編

1. 計画策定経過

令和元(2019)年度		
令和元(2019)年 8月28日	第1回男女共同参画審議会	・行動計画の策定に向けた市民意識調査の実施について
令和元(2019)年 10月18日 ～11月15日	市民意識調査実施	・調査対象: 満18歳以上の市民 4,000人 ・回収数 : 1,621件(回収率: 40.5%)
令和元(2019)年 12月16日	第2回男女共同参画審議会	・市民意識調査の経過報告について ・委員会・審議会等への女性の参画状況について ・行動計画の策定に向けた事業所調査の実施について
令和2(2020)年 1月6日 ～1月31日	事業所調査実施	・調査対象: 市内所在の事業所 195か所 ・回収数 : 75件(回収率: 38.5%)
令和2(2020)年度		
令和2(2020)年 8月26日	第1回男女共同参画審議会	・市民意識調査・事業所調査結果について ・男女共同参画おうみはちまん 2030 プラン 目次案・体系案について
令和2(2020)年 11月5日	第2回男女共同参画審議会	・委員会・審議会等への女性の参画状況について ・男女共同参画おうみはちまん 2030 プラン (素案)について ・パブリックコメントの実施について
令和3(2021)年 3月16日	第3回男女共同参画審議会	・パブリックコメントの回答案について ・男女共同参画おうみはちまん 2030 プラン(素案) 【最終案】について ・男女共同参画おうみはちまん 2030 プラン(概要 版)について

2. 近江八幡市男女共同参画審議会委員名簿

	分野	所属	名前
1	学識経験者	滋賀大学 教育学部 准教授	平松 紀代子(会長)
2	学識経験者	市教育委員	安倍 映子
3	学識経験者	滋賀大学 データサイエンス学部 准教授	伊達 平和
4	関係団体	校園所長会代表	金田小学校長
5		企業代表	たねやグループ 社会部
6		企業代表	(有)カキウチ
7		子育て支援団体	ほんわかハート
8		連合自治会	馬淵学区
9		男女共同参画推進員	学区男女共同参画推進協議会
10	公募委員		井上 ミチコ
11	公募委員		富山 郁子

任期:令和元(2019)年8月1日~令和3(2021)年7月31日

3. 近江八幡市男女共同参画推進条例

平成 24 年3月 26 日
近江八幡市条例第2号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 基本的施策（第9条—第23条）

第3章 審議会（第24条）

第4章 雑則（第25条—第27条）

付則

前文

我が国では、日本国憲法において個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、進められてきました。さらに男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）が施行され、男女共同参画社会の実現を21世紀の最重要課題と位置付けています。

近江八幡市では、男女共同参画を目指す国際社会と国の動きをふまえ、性別にかかわらず、それぞれの個性を活かし、互いに尊重しあえる意識を育み、誰もが輝いて、いきいきと暮らすことのできる社会の実現を目指して取組を進めてきました。

しかし、今なお、性別によって役割を固定的にとらえる意識や社会慣行などが存在し、男女平等の達成には課題が残されています。

一方、少子高齢社会の進展と人口減少社会の到来、グローバル化、経済・雇用、地域社会や家族形態の変化など、社会や経済をとりまく情勢が大きく変化するなかで、活力ある心豊かな社会を築いていくためには、家庭生活や社会生活のあらゆる分野において、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任を分かちあい、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を実現することが緊急かつ重要です。

私たちは、男女共同参画の推進にかかる基本理念を明らかにしてその方向を示し、家族や地域の絆を大切にしながら男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、「一人ひとりが輝ける男女共同参画のまち・近江八幡」を、市、市民、事業者が協働して創りあげるため、ここに、近江八幡市男女共同参画推進条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、近江八幡市における男女共同参画の推進の基本理念を定め、市、市民および事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策（以下「男女共同参画施策」といいます。）の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とします。

（定義）

第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとします。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって、男女が均等に政治的、経済的、社会的および文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいいます。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会にかかる男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、その機会を積極的に提供することをいいます。
- (3) 市民 市内に住む人または市内で働く人、学ぶ人もしくは活動する団体などをいいます。
- (4) 事業者 市内において営利、非営利を問わず事業を行う個人、法人その他団体をいいます。
- (5) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手に不快感を与え、その言動を受けた個人の生活の環境を害することまたは性的な言動を受けた個人の対応によりその個人に不利益を与えることをいいます。
- (6) ドメスティック・バイオレンス 配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある人を含みます。以下同様とします。）もしくは配偶者であった人またはこれに準ずる親しい関係にある男女間において、身体に対する暴力またはこれに準ずる心身に有害な影響をおよぼす言動をいいます。
- (7) 協働 市、市民および事業者が魅力および活力あるまちづくりを推進するため、それぞれの責任および役割

分担に基づき、互いの特性を尊重しながら補完し、協力し、または行動することをいいます。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項をこの条例の基本理念として取り組むものとします。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が社会のあらゆる分野においてそれぞれの個性および能力を発揮する機会が確保されることその他男女の人権が尊重されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担などを反映した社会の制度および慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して、影響をおよぼすことのないよう配慮されること。
- (3) 男女が社会の対等な構成員として、市の施策ならびに事業者における方針の立案および決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 男女が家庭において、相互の協力および社会の支援のもとに、子育て、家族の介護その他家庭生活における活動について、家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、家庭生活以外の活動を行うことができること。
- (5) 男女が対等な関係のもとに、互いの性について理解を深め、妊娠または出産に関する事項に関し、双方の意思が尊重され、生涯にわたり健康な生活を営むことができること。
- (6) セクシュアル・ハラスメントおよびドメスティック・バイオレンスが人権侵害または犯罪であるとの認識のもと、その根絶を目指すこと。
- (7) 国際社会との協調のもとに行われること、市内に居住する外国人への理解のもとに行うこと。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念に基づき、男女共同参画施策（積極的改善措置を含みます。以下同様とします。）を総合的に策定し、実施します。

2 市は、男女共同参画施策の推進に当たっては、国および他の地方公共団体と連携を図るとともに、市民および事業者と協働して取り組みます。

(市民の責務)

第5条 市民は、男女共同参画についての理解を深め、基本理念に基づき、家庭、地域、学校、職場その他社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に努めなければなりません。

2 市民は、市が行う男女共同参画施策に協力するよう努めなければなりません。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、男女共同参画についての理解を深め、基本理念に基づき、その事業活動において、男女が平等に参画する機会を確保するとともに男女が職業生活および子育て、介護などの家庭生活を両立できるような就業環境づくりに努めなければなりません。

2 事業者は、市が行う男女共同参画施策に協力するよう努めなければなりません。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 市、市民および事業者は、社会のあらゆる場において、性別による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスなどの行為を行ってはなりません。

(市民に広く表示する情報に関する配慮)

第8条 市、市民および事業者は、市民に広く表示する情報において、性別による固定的な役割分担、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスなどを助長し、または連想させる表現および過度の性的な表現を用いないよう配慮しなければなりません。

第2章 基本的施策

(行動計画)

第9条 市長は、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本となる計画（以下「行動計画」といいます。）を策定します。

2 市長は、行動計画を策定するに当たっては、あらかじめ、第24条に定める近江八幡市男女共同参画審議会（以下「審議会」といいます。）の意見を聴くとともに、市民および事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講じます。

3 市長は、行動計画を策定したときは、これを公表します。

4 前2項の規定は、行動計画の変更について準用します。

(あらゆる施策の策定などに当たっての推進)

第10条 市は、あらゆる施策の策定および実施に当たっては、男女共同参画を推進します。

(広報啓発活動)

第11条 市は、市民および事業者の男女共同参画についての理解を深めるため、広報啓発活動を行います。

（民間活動への支援）

第12条 市は、市民および事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動に対し、情報提供その他必要な支援に努めます。

（積極的改善措置）

第13条 市は、社会のあらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合は、市民および事業者と協力し、積極的改善措置を講じるよう努めます。

2 市長その他執行機関は、付属機関またはこれに類するものの委員その他構成員を任命し、または委嘱するに当たって、男女間に参画する機会の格差が生じている場合には、積極的改善措置を講じるよう努めます。

（地域コミュニティ等における男女共同参画の推進）

第14条 自治会などの地域コミュニティの団体は、その活動を行うに当たって、男女共同参画の推進に積極的に取り組むよう努めるものとしします。

2 市は、前項の団体における男女共同参画の推進を図るため、情報提供その他必要な支援に努めます。

（就業環境における男女共同参画の推進）

第15条 事業者は、次に掲げる就業環境における取組の推進に努めるものとしします。

（1）男女が個人として能力を発揮する機会の確保

（2）男女が職場における活動および家庭生活における活動の両立を図るための支援

（3）セクシュアル・ハラスメントの防止

2 市は、事業者の前項に掲げる取組を推進するため、情報提供その他必要な支援に努めます。

3 市長は、男女共同参画の推進に必要があると認めたときは、事業者に対し、取組状況について報告を求めることができます。

4 市は、事業者のうち、個人で事業を行う人について、男女共同参画が推進されるよう、啓発その他必要な措置を講じるよう努めます。

（教育、保育および学習の推進）

第16条 社会のあらゆる分野で、教育および保育に携わる立場にある人は、男女共同参画の推進に果たす役割の重要性を十分認識し、それぞれ本来の目的を実現する過程においてこの条例の基本理念に基づいた教育または保育に努めるものとしします。

2 市は、前項に定める人が行う教育、保育および学習の場において、男女共同参画についての理解が深まるよう努めるとともに、性別による固定的な役割分担などにとらわれない多様な選択を可能にする教育、保育および学習の支援に努めます。

（家庭生活および職業生活などの両立支援）

第17条 市は、男女がともに子育て、介護その他家庭生活における活動および地域コミュニティ、職場その他社会のあらゆる分野における活動を両立することができるよう環境の整備など必要な支援に努めます。

（生涯を通じた男女の健康支援）

第18条 市は、女性が妊娠および出産にかかわる身体的機能を持つことに配慮するとともに、男女の生涯にわたる健康の保持および増進を図るため、健康相談、医療の整備その他必要な措置を講じるよう努めます。

（ドメスティック・バイオレンスなどの被害者などへの支援）

第19条 市は、第7条に掲げる行為の被害者などに対し、関係機関などと連携を図り、必要な支援に努めます。

（相談への対応）

第20条 市長は、性別による差別的取扱いその他男女共同参画の推進を阻害すると認められることに関し、市民および事業者からの相談に応じるとともに、関係機関と連携し、必要な支援に努めます。

（苦情の処理）

第21条 市長は、市が実施する男女共同参画施策または男女共同参画の推進に影響をおよぼすと認められる施策について、市民または事業者から苦情の申出を受けた場合は、適切な処理に努めます。

2 市長は、前項の申出への対応に当たり、必要があると認めたときは、審議会に意見を聴くことができます。

（推進体制）

第22条 市は、市民および事業者との協働のもとに男女共同参画施策を総合的かつ計画的に実施するため、必要な体制を整備するように努めます。

2 市は、男女共同参画施策を実施し、市民および事業者による男女共同参画の取組を支援するための拠点を整備するように努めます。

3 市は、男女共同参画施策を実施するため、必要な財政上の措置を講じるよう努めます。

（調査、研究および情報収集）

第23条 市は、男女共同参画を推進するため、必要な事項について、調査、研究および情報収集に努めます。

第3章 審議会

（審議会）

第24条 市長の付属機関として、審議会を置きます。

2 審議会は、この条例の規定に基づく事項のほか、市長の諮問に応じて男女共同参画の推進に関する重要事項を調査および審議するものとします。

3 審議会は、前項の調査および審議を行うほか、男女共同参画の推進に関する重要事項について、市長に意見を述べることができます。

4 審議会は、委員12人以内で組織し、市長が委嘱します。この場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員総数の10分の4未満としないものとします。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定めます。

第4章 雑則

（年次報告など）

第25条 市長は、毎年、男女共同参画施策の実施状況について審議会に報告するとともに、公表します。

（見直し事項）

第26条 市は、この条例について、必要に応じて見直すものとします。

（委任）

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

付 則

この条例は、平成24年4月1日から施行します。

4. 近江八幡市男女共同参画審議会規則

平成 24 年 3 月 30 日
近江八幡市規則第 14 号

(趣旨)

第1条 この規則は、近江八幡市男女共同参画推進条例(平成24年近江八幡市条例第2号。以下「条例」という。)第24条第5項の規定に基づき近江八幡市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員及び組織)

第2条 条例第24条第4項に定める定員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
 - (2) 関係機関及び団体の代表者又はその推薦を受けた者
 - (3) 公募による市民
 - (4) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第5条 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、男女共同参画施策担当課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

5. 男女共同参画社会基本法

平成十一年六月二十三日法律第七十八号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表し

なければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

（議長）

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

（議員）

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

（議員の任期）

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

（資料提出の要求等）

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（政令への委任）

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（男女共同参画審議会設置法の廃止）

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

（経過措置）

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則（平成十一年七月十六日法律第百二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成十一年十二月二十二日法律第百六十号）抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下略）

6. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成十三年法律第三十一号

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条—第五条）

第三章 被害者の保護（第六条—第九条の二）

第四章 保護命令（第十条—第二十二條）

第五章 雑則（第二十三条—第二十八条）

第五章の二 補則（第二十八条の二）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項にお

いて「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
- 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
- 三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
- 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助

を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十一年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大いときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであつて、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身边につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身边につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる

申立ての時にける事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時にける事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時にける事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方に対しては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第百九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して

行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて運用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附則〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶

者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則〔平成十六年法律第六十四号〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則〔平成十九年法律第百十三号〕〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附則〔平成二十五年法律第七十二号〕〔抄〕

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則〔平成二十六年法律第二十八号〕〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定
平成二十六年十月一日

附則〔令和元年法律第四十六号〕〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

ニ 第二条（次号に掲げる規定を除く。）の規定並びに次条及び附則第三条の規定 令和四年四月一日

三 第二条中児童福祉法第十二条の改正規定（同条第四項及び第六項に係る部分並びに同条第一項の次に一項を加える部分に限る。）及び同法第十二条の五の改正規定 令和五年四月一日

7. 滋賀県男女共同参画推進条例

平成 13 年 12 月 27 日交付

滋賀県条例第 62 号

目次

前文

第1章 総則(第1条―第7条)

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策(第8条―第19条)

第3章 滋賀県男女共同参画審議会(第20条・第21条)

付則

すべての人は平等であり、男女の性別にかかわらず、一人ひとりが大切な存在であって、個人として互いに尊重され、自分らしく生きることを認め合わなければならない。

滋賀県では、男女平等の実現にむけて、様々な取組を進めてきたが、今なお、性別によって役割を固定的にとらえる意識や社会慣行などの男女の多様な生き方の選択を妨げる要因が存在するなど課題が残されている。

また、少子高齢化の進展や経済活動の成熟化など私たちを取り巻く環境の大きな変化の中で、誰もが豊かに安心して暮らせる 21 世紀にふさわしい社会を築くためには、男女が、性別にかかわらず、一人ひとりの個性と能力を十分に発揮することが求められている。

こうした状況から、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって家庭、地域、学校、職域などあらゆる分野の活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的および文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担う男女共同参画社会の実現が緊要な課題となっている。

私たち県民は、琵琶湖の環境保全や福祉において進取の気性をもって取り組んできた。そうした取組姿勢と経験を生かし、家族の絆(きずな)、地域の絆(きずな)、自然との絆(きずな)を大切にして、男女が共に輝いて生きることができる湖国を創るため、私たちは一体となってあらゆる分野で男女共同参画を推進することを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進について、基本理念を定め、県、県民および事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策(以下「男女共同参画施策」という。)の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的および文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により当該言動を受けた個人の生活の環境を害することまたは性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益をあたえることをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として個性および能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重され

ることを旨として、推進されなければならない。

2 男女共同参画は、社会における制度または慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするを旨として、推進されなければならない。

3 男女共同参画は、男女が、社会の対等な構成員として、すべての団体における方針の立案および決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

4 男女共同参画は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、この養育、家族の介護その他家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

5 男女共同参画は、男女が互いの性について理解を深め、妊娠または出産に関する事項に関し双方の意思が尊重されることおよび生涯にわたり健康な生活を営むことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

6 男女共同参画は、その推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、国際的協調の下に、推進されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める男女共同参画の推進についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、および実施するものとする。

2 県は、県の政策の立案および決定に男女が共同して参画する機会を確保するように努めるものとする。

3 県は、男女共同参画の推進に当たっては、県民、事業者、市町および国と相互に連携を図るように努めるものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、男女共同参画について理解を深め、基本理念にのっとり、家庭、地域、学校、職域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画を推進するように努めなければならない。

2 県民は、県が実施する男女共同参画施策に協力するように努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、男女共同参画について理解を深め、基本理念にのっとり、雇用その他の分野における事業活動において、男女共同参画を推進するように努めなければならない。

2 事業者は、基本理念にのっとり、男女が職業生活における活動と家庭生活における活動とを両立しておこなうことができるように就業環境の整備に努めなければならない。

3 事業者は、県が実施する男女共同参画施策に協力するように努めなければならない。

(セクシュアル・ハラスメント等の禁止)

第7条 何人も、あらゆる場において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

2 何人も、配偶者等に対して身体的または精神的な苦痛を与える暴力的行為を行ってはならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(男女共同参画計画)

第8条 知事は、男女共同参画施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画(以下「男女共同参画計画」という。)を策定するものとする。

2 男女共同参画計画には、男女共同参画の推進に関する長期的な目標、施策の方向その他男女共同参画施策を推進するために必要な事項を定めるものとする。

3 知事は、男女共同参画計画を策定するに当たっては、あらかじめ県民および事業者の意見を反映することが

できるよう、必要な措置を講ずるものとする。

4 知事は、男女共同参画計画を策定するに当たっては、あらかじめ滋賀県男女共同参画審議会および市町長の意見を聴くものとする。

5 知事は、男女共同参画計画を策定したときは、これを公表するものとする。

6 前3項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第9条 県は、男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策の策定および実施に当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

(広報活動等および教育等の促進)

第10条 県は、県民および事業者の男女共同参画についての理解を深めるため、広報活動、情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、男女共同参画に関する教育および学習が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

(県民の活動に対する支援)

第11条 県は、県民、事業者またはこれらの者の組織する団体が行う男女共同参画の推進に関する活動に対して、情報の提供、人材の育成、交流の機会の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(市町に対する助言等)

第12条 県は、市町に対し、男女共同参画施策の策定および実施について、必要な助言および協力を行うものとする。

(苦情の処理)

第13条 知事は、県が実施する男女共同参画施策または男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策について、県民または事業者から苦情の申出があった場合は、当該申出の適切な処理を行うものとする。

2 知事は、前項の申出があった場合において必要があると認めるときは、当該申出の処理に関し、滋賀県男女共同参画審議会の意見を聴くことができる。

(相談の処理)

第14条 知事は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害すると認められることに関し、県民または事業者から相談の申出があった場合は、当該申出の適切な処理を行うものとする。

2 知事は、前項の申出の処理に関する業務を行わせるため、男女共同参画相談員を置くものとする。

3 男女共同参画相談員は、第1項の申出に係る相談に応じ、必要な調査および助言を行うほか、関係行政機関への通知その他の申出の処理のため必要な措置を講ずるものとする。

(拠点施設の整備)

第15条 県は、県民、事業者および市町による男女共同参画の取組を支援するための総合的な拠点となる施設を整備するものとする。

(附属機関等における積極的改善措置)

第16条 県は、その設置する附属機関またはこれに類するものの委員その他の構成員を任命し、または委嘱するに当たっては、積極的改善措置を講ずるように努めるものとする。

(調査研究)

第17条 県は、男女共同参画施策を策定し、効果的に実施するため、性別による差別的取扱い等男女共同参画の推進を阻害する要因その他の男女共同参画に関する事項について、必要な情報の収集および分析ならびに調査研究を行うものとする。

(財政上の措置)

第18条 県は、男女共同参画施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるように努めるものとする。

(年次報告)

第 19 条 知事は、毎年、男女共同参画の状況および県が実施した男女共同参画施策について、滋賀県男女共同参画審議会に報告するとともに、公表するものとする。

第3章 滋賀県男女共同参画審議会

(滋賀県男女共同参画審議会)

第 20 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の4第3項の規定に基づき、知事の附属機関として、滋賀県男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、第8条第4項および第 13 条第2項に規定する事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する事項を調査審議するものとする。

3 審議会は、前項の調査審議を行うほか、男女共同参画の推進に関する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

(審議会の組織等)

第 21 条 審議会は、委員 16 人以内で組織する。

2 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の 10 分の4未満とならないものとする。

3 委員は、男女共同参画に関し学識経験を有する者および県民から公募した者のうちから知事が任命する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることを妨げない。

6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付則

1 この条例は、平成 14 年4月1日から施行する。

2 省略

付則(平成 16 年条例第 38 号)抄

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成 16 年規則第 66 号で平成 17 年1月1日から施行)

8. 用語解説

	用 語	説 明
あ行	NPO	Non-profit Organization の略で、民間非営利団体のこと。特定非営利活動促進法に基づく法人格を持った団体は「NPO法人（特定非営利活動法人）」と呼ばれる。法人格を持たない民間非営利団体もNPO。
	LGBT	性的少数者を限定的に指す言葉。L=レズビアン（女性同性愛者）、G=ゲイ（男性同性愛者）、B=バイセクシュアル（両性愛者）、T=トランスジェンダー（出生時に診断された性と、自認する性の不一致）の頭文字をとった総称。
	円卓会議	多様な主体が対等な立場で参加できるよう、席順を定めず、円卓を囲んで行う会議のこと。
か行	キャリアカウンセリング	働き手の興味関心、能力、価値観などを引き出し、活用していくことを目的として、個人のキャリア形成支援を行うこと。近年の社会環境・雇用環境の変化、働き方の多様化に伴い、その重要性が高まっている。
	クオータ制	政治における男女平等の実現に向け、国会や地方議会などの議員選挙で候補者や議席の一定割合を男女に割り当てる制度のこと。
	権限移譲（エンパワメント）	政治、経済、社会、家庭などのあらゆる分野で、自分たちのことは自分たちで決め行動できるような能力を身につけること。または、その能力を引き出すこと。
	コミュニティビジネス	市民が主体となって、地域が抱える課題をビジネスの手法により解決する事業の総称。
さ行	「JKビジネス」問題	女子高生がモデルなどのスカウトや、高収入アルバイトへの応募などをきっかけに、性的な行為を要求される、ストーカー行為などの被害に遭うといった問題。

	用 語	説 明
さ行	社会的性別（ジェンダー）	生物学的性別（セックス／sex）に対して、慣習や風習の中で、社会によってつくりあげられた「男性像」と「女性像」などの社会的性別（ジェンダー／gender）のこと。
	ステレオタイプ	多くの人に浸透している固定観念や先入観、思い込みなどの類型化された観念のこと。
	セクシュアル・ハラスメント	「性的いやがらせ」のことで、性的なうわさを流す、身体への不必要な接触や性的関係の強要など、相手の気持ちに反した、性的な性質の言葉や行いが含まれる。
	SOHO	Small Office／Home Office の略で、小さな事務所や自宅を仕事場とし、情報通信ネットワークを駆使しながら事業を起こした個人事業主を主に指す。IT技術の急激な発達に伴いより身近になってきたといえる。
た行	ダイバーシティ・マネジメント	性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性を生かし組織力を強化させる考え方。
は行	パタニティ・ハラスメント	育児のために休業や時短勤務の取得を希望する男性に対し、上司や同僚から制度利用の妨害をされること。
ま行	マタニティ・ハラスメント	女性の妊娠や出産を理由に、解雇する・降格するなどの不利益的な扱いをされたり、言葉や態度による精神的・肉体的な嫌がらせをされること。
	メディア・リテラシー	メディア（新聞・雑誌・テレビ・ラジオ・インターネットなどの情報媒体）からの情報を主体的に選択し、内容を判断・解読し活用する能力や、メディアを適切に選択し発信する能力。
ら行	リプロダクティブ・ヘルス／ライツ	性と生殖に関する健康と権利。女性が全生涯にわたって身体的・精神的・社会的に完全に良好である状態のこと。いつ何人子どもを産むか（産まないか）を選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に育つこと、思春期や更年期における健康上の問題など、性と生殖に関するさまざまな課題が含まれる。

9. 年表

年	世界の動き	国の動き	滋賀県の動き
昭和 50 (1975)	・国際婦人年世界会議(メキシコシティ)開催、「世界行動計画」採択	・総理府に婦人問題企画推進本部を設置 ・婦人問題企画推進会議開催 ・総理府婦人問題担当室が業務開始	
昭和 51 (1976)	・「国連婦人の十年」(1976 年～1985 年)始まる	・「女子教育職員及び看護婦、保母等の育児休業に関する法律」施行 ・「民法等の一部を改正する法律」施行(離婚後の氏の選択自由)	
昭和 52 (1977)		・婦人問題企画推進本部「国内行動計画」策定	・滋賀県婦人問題連絡協議会設置 ・滋賀県婦人問題懇談会設置
昭和 53 (1978)			・商工労働部労政課婦人対策係設置
昭和 54 (1979)	・国連総会「女子差別撤廃条約」採択		
昭和 55 (1980)	・「国連婦人の十年」中間年世界会議(コペンハーゲン)開催、「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択		
昭和 56 (1981)	・ILO総会「家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約(第 156 号条約)」採択	・婦人問題企画推進本部「国内行動計画後期重点目標」策定 ・「民法及び家事審判法の一部を改正する法律」施行(配偶者の相続分引上げ等)	
昭和 57 (1982)		・「母子福祉法の一部を改正する法律」施行(寡婦も母子家庭に準じた取扱い)	
昭和 58 (1983)			・「滋賀の婦人対策の方向～婦人の地位向上をめざして～」策定 ・滋賀県婦人問題懇談会設置
昭和 59 (1984)	・「国連婦人の十年」エスカップ地域政府間準備会議(東京)開催		・労政課を労政婦人課に改称
昭和 60 (1985)	・「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議開催、「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	・「国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律」施行(父母両系血統主義の採用、配偶者の帰化条件の男女同一化) ・「女子差別撤廃条約」批准	
昭和 61 (1986)		・「男女雇用機会均等法」施行	・県立婦人センター開所
昭和 62 (1987)		・婦人問題企画推進本部「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」策定	
昭和 63 (1988)		・農水省「農山漁村婦人の日」設定	
平成元 (1989)		・文部省、新学習指導要領告示(高等学校家庭科の男女必修化及び中学校技術・家庭科における男女同一の履修の取扱い)	・知事直属婦人行政課設置 ・滋賀県婦人行政推進本部設置
平成2 (1990)	・「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択		・「男女共同参加型社会づくり滋賀県計画」策定
平成3 (1991)		・婦人問題企画推進本部「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画(第一次改定)」策定	

年	世界の動き	国の動き	滋賀県の動き
平成4 (1992)		・婦人問題担当大臣設置	・婦人行政課を女性政策課に課名改称 ・滋賀県婦人行政推進本部を滋賀県女性政策推進本部に改称 ・滋賀県婦人問題懇話会を滋賀県女性問題懇話会に改称
平成5 (1993)	・国連世界人権会議(ウィーン)開催、 「ウィーン宣言及び行動計画」採択 ・国連総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	・「パートタイム労働法」施行	
平成6 (1994)	・国際人口・開発会議(カイロ)開催	・総理府に男女共同参画室及び男女共同参画審議会設置 ・内閣総理大臣を本部長とする男女共同参画推進本部設置	・「男女共同参画型社会づくり滋賀県計画(第1次改定)」策定
平成7 (1995)	・第4回世界女性会議(北京)開催、 「北京宣言」及び「行動綱領」採択	・「育児・介護休業法」成立	・「湖国農山漁村女性プラン」策定
平成8 (1996)		・男女共同参画審議会「男女共同参画ビジョン」答申 ・男女共同参画推進本部「男女共同参画2000年プラン」策定	
平成9 (1997)		・「男女雇用機会均等法」改正 ・「労働基準法」一部改正 ・「育児・介護休業法」一部改正	・企画県民部男女共同参画課設置 ・県立婦人センターを県立女性センターに改称 ・滋賀県女性政策推進本部を滋賀県男女共同参画推進本部に改称 ・滋賀県女性問題懇話会を滋賀県男女共同参画懇話会に改称
平成10 (1998)		・男女共同参画審議会「男女共同参画社会基本法について」答申	・「パートナーシップの強調週間」(10月第2日曜日から翌日曜日までの8日間) ・「滋賀県男女共同参画推進計画～パートナーシップ2010プラン～」策定
平成11 (1999)		・「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律」一部施行 ・「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律の一部を改正する法律」施行 ・「男女共同参画社会基本法」施行 ・「食料・農業・農村基本法」施行	
平成12 (2000)	・国連特別総会女性2000年会議(ニューヨーク)開催、「政治宣言」及び「成果文書」採択	・「介護保険法」施行 ・「児童虐待の防止等に関する法律」施行 ・「ストーカー行為等の規制に関する法律」施行 ・「男女共同参画基本計画」策定	
平成13 (2001)		・省庁再編により内閣府男女共同参画局に改組 ・男女共同参画会議設置 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」施行	
平成14 (2002)			・「滋賀県男女共同参画推進条例」施行 ・県立女性センターを県立男女共同参画センターに改称 ・滋賀県男女共同参画審議会設置

年	世界の動き	国の動き	滋賀県の動き
平成 15 (2003)		・男女共同参画推進本部「女性のチャレンジ支援策の推進について」決定 ・「次世代育成支援対策推進法」一部施行 ・「少子化社会対策基本法」施行	・政策調整部男女共同参画課に改編 ・「滋賀県男女共同参画計画～パートナーしが 2010 プラン(改訂版)～」策定
平成 16 (2004)		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律」施行	
平成 17 (2005)	・国連婦人の地位委員会「北京+10」(ニューヨーク)開催	・「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律」施行 ・男女共同参画会議「男女共同参画基本計画改定に当たっての基本的な考え方」答申 ・「介護保険法の一部を改正する法律」一部施行 ・「男女共同参画基本計画(第2次)」策定	
平成 18 (2006)	・東アジア男女共同参画担当大臣会合(東京)開催、「東京閣僚共同コミュニケ」採択	・「障害者自立支援法」一部施行 ・「男女雇用機会均等法」改正	
平成 19 (2007)		・「パートタイム労働法」改正 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正 ・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	
平成 20 (2008)		・「次世代育成支援対策推進法」改正	・「男女共同参画計画～パートナーしが 2010 プラン(第2次改訂版)～」策定 ・県民文化生活部男女共同参画課に改編
平成 21 (2009)		・「育児・介護休業法」改正	
平成 22 (2010)	・APEC(アジア太平洋経済協力)「第15回女性リーダーズネットワーク会合」(議長国:日本) ・国連婦人の地位委員会「北京+15」(ニューヨーク)開催	・「第3次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」答申 ・「男女共同参画基本計画(第3次)」策定	
平成 23 (2011)	・ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国際機関(UN Women)発足		・「男女共同参画計画～新パートナーしがプラン～」策定 ・総合政策部男女共同参画課に改編
平成 24 (2012)		・「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画」策定	
平成 25 (2013)		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正	
平成 26 (2014)		・「すべての女性が輝く社会づくり本部」の設置 ・「すべての女性が輝く政策パッケージ」策定	
平成 27 (2015)	・国連女性の地位委員会「北京+20」(ニューヨーク)開催 ・持続可能な開発目標(SDGs)採択	・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」施行 ・「第4次男女共同参画基本計画」策定	・商工観光労働部女性活躍推進課に改編

年	世界の動き	国の動き	滋賀県の動き
平成 28 (2016)			・「パートナーシッププラン 2020～滋賀県男女共同参画計画・滋賀県女性活躍推進計画～」策定
平成 30 (2018)		・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」施行 ・「セクシュアル・ハラスメント対策の強化について～メディア・行政間での事案発生を受けての緊急対策～」策定	
令和元 (2019)		・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」改正 ・「労働施策総合推進法」改正	
令和2 (2020)	・国連女性の地位委員会「北京+25」（ニューヨーク）開催	・「第5次男女共同参画基本計画」策定	

年	近江八幡市の動き
平成 22 (2010)	・旧近江八幡市・旧安土町の合併 ・男女共同参画に関する事業所調査の実施 ・男女共同参画に関する市民意識調査の実施
平成 23 (2011)	・近江八幡市男女共同参画推進条例等策定委員会を設置 ・人権に関する市民意識調査の実施
平成 24 (2012)	・男女共同参画推進条例制定、施行 ・「男女共同参画 おうみはちまん 2020 プラン」策定 ・「人権擁護に関する施策の基本計画」策定
平成 27 (2015)	・男女共同参画に関する事業所調査の実施 ・男女共同参画に関する市民意識調査の実施
平成 28 (2016)	・人権に関する市民意識調査の実施
平成 29 (2017)	・「男女共同参画 おうみはちまん 2020 プラン（改訂版）」策定 ・「人権擁護に関する施策の基本計画（改訂版）」策定
令和元 (2019)	・男女共同参画に関する市民意識調査の実施
令和2 (2020)	・男女共同参画に関する事業所調査の実施
令和3 (2021)	・「男女共同参画 おうみはちまん 2030 プラン」策定

